

第511回（定例）福崎町議会会議録

令和5年9月26日（火）
午前9時30分開議

○令和5年9月26日、第511回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川 治	8番	小林 博
2番	竹本 繁夫	9番	河嶋 重一郎
3番	牛尾 雅一	10番	松岡 秀人
4番	大塚 記美代	11番	城谷 英之
5番	吉高 平記	12番	富田 昭市
6番	植岡 茂和	13番	三輪 一朝
7番	宇崎 壽幸	14番	前川 裕量

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木 雅人 主査 吉田 卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	副町長	近藤 博之
教 育 長	高橋 渉	公営企業管理者	福永 聡
技 監	宇都 善和	会計管理者	尾崎 俊也
町参事兼住民生活課長	谷岡 周和	総務課長	岩木 秀人
企画財政課長	蔭谷 秀樹	税務課長	松田 清彦
地域振興課長	成田 邦造	ほけん年金課長	西村 由紀子
福祉課長	小幡 伸一	農林振興課長	吉田 利彦
まちづくり課長	山下 勝功	上下水道課長	橋本 繁樹
学校教育課長	大塚 謙一	社会教育課長	木ノ本 雅佳

○議事日程

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第1 一般質問

第1号	6番	植岡 茂和	(1) 学校施設について (2) スケートボード場について (3) 都市計画道路について
第2号	3番	牛尾 雅一	(1) 子育て支援政策について (2) 町道の管理について
第3号	4番	大塚 記美代	(1) 福崎町学童保育の課題は何か (2) 福崎町はなぜパートナーシップ制度がないのか (3) 福崎町の男女共同参画計画は進んでいるのか

- 第4号 1番 石川 治 (1) 名誉町民 吉識雅夫先生の顕彰について
(2) 月見橋の拡幅について
(3) 西治信号交差点右折だまり設置について
- 第5号 2番 竹本 繁 夫 (1) マイナンバーカードについて
(2) 防災対策について
(3) 少子化対策支援について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は、14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
1番目の質問者は、植岡茂和議員であります。
質問の項目は
1、学校施設について
2、スケートボード場について
3、都市計画道路について
以上、植岡議員。

植岡茂和議員 皆さん、おはようございます。議席番号6番、植岡茂和です。議長の許可を得まして、通告内容を基本に一般質問をさせていただきます。

質問の前に少しだけお時間いただき、消防団のことについて、言いたいことがあるんですが、よろしいでしょうか。

議 長 許可いたします。

植岡茂和議員 我が町の消防団が、令和5年防災功労者内閣総理大臣表彰を受賞されました。防災功労者内閣総理大臣表彰というのは、災害時における人命救助や被害の拡大防止等の実施、平時における防災思想の普及、または、防災体制の整備の面で貢献し、特にその功績が顕著であると認められる団体、または、個人を対象として表彰するものですというふうに記されてまして、福崎町消防団が、どういう評価をしていただいたのかということ調べさせていただきました。

福崎町消防団は、子供たちにとって、身近な地域の大人が消防団員として活躍している姿を見ることを通して、消防団をより一層身近に感じ、防火・防災に役立ててもらおうと、地元小学校と消防団が長年にわたり合同防災訓練等を積極的に連携をしている。学校と連携することにより、今後の地域防災力としての若い団員の確保に向けて、子供のときから消防団の重要性や、地域貢献の意識を持ってもらい、大人になったときに1人でも多く消防団に入団してもらえるよう、加入促進も進めている。何より、子供たちが直接消防団の活動に触れることにより、

地域への愛着が持てる地域づくりが形成されている。今年度は、県外消防団から視察研修先として、同消防団が選ばれる等幅広い活動をされている同消防団の取組は、地域防災の要である消防団自らが行っていく主体性があり、災害対応にのみ評価されがちな消防団において、積極的な防災・減災への模範となり、地域の小学校との連携という全国的にも共有可能な汎用性のある取組といえる。以上のとおり、同消防団は、防災思想の普及における貢献度は多大であるという評価をいただいております。

福崎町消防団の皆さん、消防団のOBの皆さん、防災活動等の普及に取り組まれている皆さんの長年の取組が、このような形で認められたこと本当にすばらしいことだと思っております。本当におめでとうございます。

それでは質問に入らせていただきます。

幾度か質問させていただいておる内容なのですが、福崎西中学校の南側の田んぼに野球ボールが入ってしまうことについての質問です。

前回の質問で状況は説明させていただいたんですが、前回の質問の終わりにも少し触れさせていただいたように、ボールが外に出ないように防球ネットのかさ上げ等を考えていただけることはできないのでしょうか。答弁お願いいたします。

学校教育課長 現在、バッティング練習は、ご迷惑をおかけしないよう、北に向けてしていることを校長と部活動の顧問に確認をしております。引き続き、このことを徹底するよう学校には念押しをしたところでございます。また、試合などで南側の田んぼにボールが入った場合は、ボールを回収いたしますが、ボールを見つけられなかった場合などのときには、その旨を所有者の方に連絡するよう学校に指示をしております。議員の意見を重く受け止めて、引き続き指導してまいりますので、この形で継続させていただきたいと考えております。

植岡茂和議員 田んぼに向かっての打撃練習を田んぼと逆の北向きにしてくださっているという、ボールが入った場合の対処も今、聞いたようにちょっと分かりましたけど、できることなら、練習に制限をかけずにのびのびと練習させてあげたいという観点で質問させていただいているわけなんです。田んぼに入らんための努力も、もちろんありがたいことなんですけど、生徒さんたちに今、不便がないとはいえ、北向きに打ってくれてさせるより、もう自由に、のびのびと練習できる環境があるほうがいいんじゃないかなと考えているんです。なんで、ネットのかさ上げ等、検討していただけないかなという質問やったんですけど。ネットのかさ上げに対しての答弁を少しできるのか、できないのか、お願いします。

学校教育課長 生徒のことを考えていただきまして、大変ありがとうございます。このことに関しましては、まず校長や、部活動の顧問にバッティング練習を北向きに行うことが、生徒の負担になっているかどうかなどの確認もさせていただきたいと思いますが、いずれにしましても、ネットのかさ上げなどには、多額の費用がかかることが想定されますので、総合的に、慎重に考えたいと思っております。

植岡茂和議員 今、同僚議員からも少し聞こえたんですけど、もう、ほんまそのとおりで、幾らぐらいかかるのかという検討は、されているのでしょうか。

学校教育課長 具体的な金額につきましては、近々に業者と調整は図りたいとは考えておりますが、今の具体的な金額は今、持ってはおりません。

植岡茂和議員 言おうとすることを先に同僚のほうから出てるんですが、いえいえ、いや、やはり僕は、生徒さんたちと話をすることが多いので、それは一概に不便やと感じていることはないです。これを言ってしまうと、また、あれなんだろうけど。けど、いや、何で普通に練習しよんのに、北向きに打てみたいな。当然、ほかの

部活の方もいるわけですよ。陸上部さんや、その辺には気を使うということは、言うてるんです、やっぱりね。それは、そんなに打撃力がないチームなら、それは、それでいいんですけど、ほかの部活に向けて打つということに、抵抗もある人もいるみたいなんでね。普通に今までのようにネットに向かって打ってるんなら、要は、打撃用のネット等もあるはずなんですよ。まだそんなところも、どういうふうに教育委員会のほうとそういう話したんかなってというのは、もう僕も見えないところなんで。だから、そのネットを使ってやっている上でボールが出よんでしたら、また、それこそほんまにネット上げなあかんのちゃうかとなりますけど、今ある道具を使わずに練習をしようわけで。練習方法の指導みたいな言い方になってもとんで、今あれですけど。ネットを上げてボールが出えへんようになるんやったら、それにこしたことはないかなとは思っています。実際に以前、質問させていただいて、下ネットも直していただいているのは事実なんで、それでも出るようやったら、上からやろっていう単純な考えなんですよ。それでも、今まだ刈り取りが済んでないので、あそこの田んぼが、状況は見えないですけど、刈り取りしよるときにコンバインに巻き込むんですよ、本当に。そういうことがあって、性悪いというもあれですけど、そこでその耕作者さんが、これのせいで、こないなつやないかっていうふうになると、また難しい問題になっていくじゃないですか。もし機械が壊れたから、賠償してくれとか、そういうことが今、あそこ人がええというたら失礼ですけど、優しいおじさんなんで、辛抱してくれとうだけのことなんで。ボールが見当たらん場合は、また連絡すると連絡されてもほな、こっちが、また刈り取りしながら探さなあかんのかっていうふうに捉えられてんですよ、やっぱり。なんで、金額等も出していただいて、また一つ検討事項に入れていただきたいと思いますと思うんですけど、どうでしょうか。

学校教育課長 金額、算出しまして、検討は、させていただきたいと思えます。

植岡茂和議員 ぜひ、よろしく願いいたします。次の12月でも、もう一度、質問させていただきたいと思えます。

次の質問に移らせていただきます。

学校施設の敷地内の植木について質問させていただきます。

P T Aの奉仕作業での伐採作業についてお聞きします。

P T Aの奉仕作業で、本当に、皆さん協力的に学習環境でもあるということで、親御さんが、すごく協力してやっていただいています。私も植木に携わった仕事をしているので、P T Aの皆さんも僕に聞いてもらいながら、ずっとできる範囲で、すごく前向きに取り組んでいただいているんですけど、草引きや、草刈り、剪定作業等は、私も考えていてP T Aでやれることは、やったらいいかなとは思っていますけど、作業中の伐採までは、負担が大きいのではないかと思います。本来なら予算を組んでいただき進めることだと思うんですけど、P T Aの中で今できる方がいるので、善意でやってくださってはいるんですけど、今、予算検討していただくんで、敷地内の木にテープ巻いて、見積もりを出していただいていたんだと思うんですけど、その木を率先して伐採したんですよ。ほんで、P T Aの方の中に、奉仕作業で伐採させて、これ予算浮かそうとしとんちゃうんかという声があったんで、それでは、一般質問で聞いて見ますということで今日、聞かせていただいているんですけど。奉仕作業で伐採したら予算が助かるので、できるだけ伐採させようとしているんじゃないかという意見があるか、どうですか。

学校教育課長 8月の酷暑の中で、多くのP T A会員の皆様が、子を思う親の気持ちや、期待から作業していただき、きれいに整った環境の中で新学期が迎えられ、学校も大変、感謝しております。

教育委員会では、P T Aの奉仕活動は、P T Aの皆様ができる範囲で、安全な状況で活動していただければ、ありがたいと考えております。P T A会員の皆さんの中に専門の方がおられて、伐採などをしていただけるのは大変うれしいことだと考えております。子供が生活する学校の環境をよくして、気持ちよく子供にも、先生にも頑張ってもらいたい親の願いと受け止めておるところでございます。

ご質問にありました教育委員会の予算が助かるために、P T Aの奉仕活動を利用するようなことは、一度もありませんし、そのような声も聞いてはおりません。

植岡茂和議員 今も同僚議員が、少し声があったように、実際、見積もりしていただいている木を率先して切ってしまったがために、そういうふうな意見も出たんだと思うんですよね。実際、伐採作業となると今回、切った方なんかやったら、ふだん森林組合等に行っと思ってんで、慣れとんは慣れとんですよ。やけど、その方の子供さんが卒業して、その方がその場におらんようになって、一緒のような考えで伐採作業を進めていくようになってしまうと、実際すごく危険なことだと思うんですよね。そのリスク、伐採作業についてリスクがあるということは、考えなかったんでしょうか。

学校教育課長 電動のこや、チェーンソーなど使用中によるけが、伐採後の倒木による事故等のリスクは、通常の草刈り作業、植木の剪定、草引きに比べ高いと認識はしております。今後も、学校とP T Aが協議されまして、P T A会員による奉仕作業の内容と事故等のリスクについて、共通認識を持っていただいた上で、無理のない内容で当日の作業を依頼するようになりたいと考えます。事前にも学校とP T Aの中での打ち合わせの中で、できる方という範囲でのチェーンソーの持参なども呼びかけはされておられますが、何度も申し上げますが、それをしていただくようにというふうに、教育委員会も指導をしておりますし、今後は、そのあたりもさらに注意して、作業をお願いしたいと考えます。

植岡茂和議員 今回、私が話させていただいてるのは、私もそのP T A活動の日に参加してて、実際、剪定、草刈り、草引き等に分かれていただくんですよね。いうたら、伐採もしてくださいと教頭先生が言わはったんですけど。いや、伐採は危険やと思いますよと。実際、教育委員会にも来ていただいて、予算組むために、これテープ巻いていただいているんでしょって。やったら、予算組んでいただいたらいいじゃないですかと。いや、切ってください。いや、じゃなくて、これは予算で切らんと危ないと教育委員会が判断してるから、予算組むために見積もりしたんでしょ。これテープ巻いてあるじゃないですかって。いや、テープ巻いてある木から切ってください。いや、誰が判断しとんですかと、それをつて。実際、予算組んでくださるって言うてましたら、していただくべきだと思いますよという話をしたんです。そういうやり取りがあったんですけど。誰が切る判断するとか、また難しいとは思いますが、今回そういう西中学校のP T Aの奉仕作業で伐採等がされたということは、いつ頃、把握されたんでしょうか。お願いします。

学校教育課長 P T A奉仕作業がされた土曜日やったと思うんですけど、その週明け頃に、そのような連絡をいただいて、把握したのが初めてでございます。

植岡茂和議員 伐採するとき、やっぱり学校の中に、そういう記念樹等はあるとは思いますが。そんなんは、はっきり分かるんですけど。本当に剪定していくにつれて、伐採せなあかん木等も出てくるのは、僕も分かります。今、木も大きくなって、実際、まびいていったほうがいかないう部分もあるんですけど、せつかく予算組むんに、立会いして、チェックまで入れてくださってるのを、まず切っていこうっていう発想が、先ほどに戻るんじゃないんですけど、予算つけてもらう予定の木から切っていくのが、予算浮かそう思とんちゃいますかいうて、そら言われますっ

て。いや、本当に。なんで、それは当然、今回、切った木は、結果的に、僕も植木に携わる者から見て、伐採していてもいいかない木ではありましたが、実際せつかく教育委員会が、これやりまっせと言うとんですから、学校側にもちゃんとと言うてほしいんですよね。学校側は多分、教育委員会の負担減らそうと思たんかもしれません、それはね。なんで、これはもう予算組むんやから、置いとかなあかんと、危ないでっていうふうに言ったってほしいんですよね。いや本当に、もう植木の手入れについては、もうずっと言わせていただいでるんですけど、いや本当に、校舎も、トイレもすごいきれいになって、子供らもやっぱり気分が違うんですよね。僕らが話す子供さんらですけど、聞けるんは。いやトイレもようになったとか、学校もきれいから、きれいだけで、やっぱり明るい気持ちになりますよね。ほんなら、もうそれと一緒になんですよ。植木も、やっぱり学習環境の一つであって、そんな、鬱蒼としたところで、何かええ気分勉強できるかいうたら、やっぱりきれいに整った、いうたら、ちゃんと手入れさとする公園とか行ったら、きれいじゃないですか。名前出したらあれですけど、姫路城のこのあんなところが汚い植木やったら誰も見に行きません。やっぱり、きれいに手入れされてるから、そこで何ていうんですか、そういう気持ちが育まれるということもあると思うんです。なんで、僕は何回もそういう植木の手入れについては、言わせていただいでるんですけど。本当に、実際、今、今回は伐採してしまった木もあるんですけど、そういう予算組んでいただく考えでいただいでいるので、しっかり予算を惜しまず、組んでいただいで、すばらしい学習環境を整えていってほしいとは思うんですけど、どうですか。

学校教育課長 その気持ちよい環境づくりに、PTAの皆様もご協力いただいでいて、また重ねて感謝申し上げます。

今回の件に関しましては、教育委員会、今まで木のことにしまして、いろいろご要望もいただきまして、木の伐採に特化した予算を5年度からつけていただいでおります。その作業を並行して、テープという形で進めおったところ、学校側とのやり取りが不十分で、奉仕活動の日を迎えてしまい、そのような形で、学校もよかれと思って言ったことが、逆にPTAの皆様に負担をかけるという結果になってしまったことをおわび申し上げます。

今後も伐採については、継続していきますので、PTA奉仕活動も継続していただけるとお思いますし、そのようなことがないように、学校側とも連携取りながら、安全に作業していただけるように努めます。

植岡茂和議員 PTAの皆さんは、嫌々やってるっていう人は、もうほんまに減りました。僕も何年かさせていただいでるんですけど、ほんまに、みんな率先して、もう張り切ってやってくれてんですよ。なんで余計にそういう危険な作業をさせたら危ないと思うんで、そんな中にも予算組む予定の木から切ったからということで、やっぱりみんな気にして、そういうふうな指導が入るとんちゃうかとかいうふうにあったんで、ちょっと、そうじゃないんやでっていうことをやっぱりここで質問させていただいて、答弁でいただかないことには、皆さんに説明はできないので。

本当にさっきも言うたように、校舎、トイレ等をきれいにしていただいでるんは、町長、副町長も、本当に喜んでくださってます、本当に。それに加えて、そういう、いうたら、グラウンドが、荒れてるとか、そういう植木が荒れてるっていうところが、余計に目立ってしまうよということをおかれてるんで、また、これからしっかり予算お願いいたします。環境整備について、いや、今回は聞かないですけど、また12月に用意しますので、よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

スケートボード場について質問させていただきます。

これも前回の質問で少しお聞きしたんですけど、熱中症対策について、夏場に日陰、そういう屋根等があればいいなという質問をさせていただいて、課長のほうからシェルター等の設置を検討いただけると答弁いただいていたんですけど、その後、検討いただけただけなのか。答弁をお願いします。

社会教育課長 シェルター等の設置につきましては、どこに設置すれば、利用の際に邪魔にならないか。それから、どのような仕様のものを設置するのがよいか、現在、検討しているところでございます。

植岡茂和議員 検討していただいているということで、設置していただけるのでしょうか。

社会教育課長 シェルターにつきましては、応急的にテントの設置とかいうのも考えたんですけども、風雨による転倒とかのおそれもあるし、あとそれから、その支柱が場内に出て、出っ張ってまいりますと、競技とかされてる方に、逆にそれに当たって、けがとかする問題もありますので、利用のならない場所に、片持ち式、カーポートのような形のシェルターを設置できないか検討ということで、今見積もり等の徴取を行っているところでございます。

植岡茂和議員 先ほどの流れと一緒に、見積もりしていただいて、金額が、どれぐらいかかるかっていうことを調べていただいて、またそれで話を進めていっていただきたいと思えます。ずっとスケートボード場について、ずっと質問させていただいてるんは、やっぱりアーバンスポーツの一つとして、スケートボードはあるんですけど、本来、都市部に多いようなスポーツなんですけど、幸いすごく早く福崎町が取り組んで、規模自体は、もう大きいところは、たくさんできてきてるんですけど、やっぱり最初にあそこで滑ったっていう子が多いんですよ。だから、大きい大会に出て、それは、まだ結果は出せてないですけど、結果が出せたら、こんな大会出た子がおるんやとかいうたら、またすごく取り組んでくれるのかなとは思いますが、今、実際すごく夢、希望を持って一生懸命やりよん子が、たくさんいるんですよ。本当に、夜暗くなってもずっとしてるし、本来、今、前川議長が、外灯の下でやりよん子らがおったときに、やっぱり、どっかできる場所を造ってあげたいということで話が進んだことだと僕も記憶してるんですけど。

やっぱり、今、難しいのを承知で、今から質問させていただくんですけど、やはり夜に滑っている子は、まだ、たくさん見かけるんです。幸い駅では、もうする子はいなくなってくれたんですけど、やはりやる場所を探してってんですよ。屋内型のそういう施設もあるんですけど、そういうところは、もうすごく遠くて、山崎や向こうまで、ずっと通ったりしてっての子が多いんです。なんで、やっぱりスケートパークに照明器具等は、つけれたらなとは思いますが。それで前回も質問させていただいたんですけど、課長の答弁では、近隣施設がどう、照明設備の設置には多額の費用もかかりますし、設置後の管理方法についても考えておく必要があると思えます、ですので、そのあたり近隣の施設がどうされているのかというのは、研究していきたいというふうには思いますと答弁いただきました。近隣施設などの研究ということで、どっかそういうのを調べていただいたりしたんでしょうか。

社会教育課長 近隣で、屋外のスケートボード場で、そういう照明設備を設置している施設を探しましたところ、姫路市の手柄に屋外で照明設備を設置している施設がございました。その施設の照明設備利用の方法としましては、デイライト、暗くなったら自動で点灯するとか、あとタイマーで自動点灯ということで、午後9時になると消灯するというので、これは利用者の有無に関わらず、タイマーと、時間で点灯するような仕組みになっているというふう聞いております。

植岡茂和議員 やはり、町管理で貸し出している場所、無料とはいえ、貸出しで利用していただいている場所なんで、そういう、何ていうんですか、必要な光量等もあるはずなんですよね。姫路のパークが、どれぐらいの光量で運営されているのかということと、それを今、答弁は求めないです。本来それぐらいまで、僕も調べてこなあかんかったんですけど、光量も大会基準、練習基準等もあるはずなんですよね。それをどの程度満たした光量でなら設置して、町として利用させれることができるかっていうことと、光量を設置するには、どれぐらいの費用がかかるかということをもた研究していただきたいと思います。

すいません、僕もそれを詳細に、そこまで書いてなかったんも、申し訳ないんですけど、研究していただけるっていう答弁で、僕が勝手に期待してしまったところがあったんで、それは申し訳ないんですけど、そこまで調べないとやっぱり進まない話だと思うんですよね。進めるんは、難しいかもしれません。金額が高いから。ただ、金額っていう目標が見えたときに、補助金等を探して、どないかできるんじゃないかっていう、そういうね、いうたら、行政もこれぐらい努力してくれてるんやでっていうのを、一生懸命やってる子供たちに説明できるわけですよ。今できへんねや、金ないねんって言うしかないんですよね。じゃ、子供さんらも一生懸命やってるんで、僕も一生懸命応えたいと思うんです。なんで、それにふさわしい答弁をしたいなと思うんで、またこれは、これも12月にも質問させていただきますが、これは、引き続き、僕も、しっかりもっと勉強しないといけないことなんですけど。そういうので予算という目標が見えんと、どれぐらいの費用っていうのが、全く分からん状態でなんで。研究しました、できませんっていう答弁やったら、もう全く進んでないのと一緒なんで、僕らはそれを持って帰ることはできません、議員として。議員としては、やっぱりしっかりした答えを返してあげたいんですよ、町民さんに。行政もこれだけしてくれとう、考えてくれとんやでっていう言葉をかけてあげたいんですよ。考えてくれへんねやとは、もう絶対言いませんよ。あんなけ一生懸命、町がこれしてくれとうとここで、俺らこうやってしよんねんっていいよう子らに、そんな僕には言えませんが。しっかり、できる、できへんより、まず、これぐらいかかるから、こうや。今はできへんとか、こうやからできるかもしれんぞっていう可能性を話してあげることが大事だと思うんで、いいかげんな一般質問になってますけど、また12月に続きは、お聞きしたいと思うんで、どうかよろしく願いいたします。ちなみにそれを調べていただくことはできますか。

社会教育課長 今、お伺いしました内容につきまして、こちらのほうでも、また調べさせていただきますと思います。

植岡茂和議員 よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

もう毎回、最後に質問させていただいてるんですが、福崎駅田原線について、都市計画道路進捗状況をお聞きします。

進捗状況は、どうなっておりますか。

まちづくり課長 こちらの、現在の進捗状況でございますが、令和5年度には、主に用地買収のほうを実施させていただいておりまして、中には既に、ご契約いただいた方もございます。そのほか用地買収、それから、物件補償のための現地立会いでございますとか、確認作業について、現在、順次、実施しているところでございます。スケジュールということで、令和6年度になります。令和6年度は、引き続き用地買収、また物件補償を行っていく予定としており、着手可能な箇所については、一定のまとまりが要ると思うんですが、工事が実施できれば、実施はして

いきたいというふうにも考えております。用地の取得状況や、国庫補助金の確保状況などにもよるんですが、現在のところ予定どおり令和7年度末の事業完了を目指していきたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 買収に当たっては、対象、何件で、今どれぐらいまでいっとうっているのは、答弁いただけますか。

まちづくり課長 すいません、今戸数、件数等はつかんでおりませんが、今、現在、契約をいただいた方は、3名、4名の方にご契約いただいたところでございます。

植岡茂和議員 順調には進んでいるということなんで、また、何か起きずに、すっといってくることを望んでるんですけど、以前も少し質問させていただいたように、地元要望の協議について、ちょっと、横断歩道等の協議があったと思うんですけど、その進捗状況はどうなってるのかな、答弁お願いいたします。

まちづくり課長 前回、答弁させていただきましたのは、公安委員会の協議により認められていない横断歩道の設置でありますとか、現況の町道の通行規制、こちらにつきましては、6月に再度、公安委員会と協議をさせていただきたいというふうに、答弁させていただいております。

その協議の結果ですが、今、横断歩道については、2か所の設置が公安委員会のほうからは、無理であるというふうになっていたんですが、協議の結果、そのうち1か所であるなら検討事項に加えるという回答を得られております。しかしながら、そのほかの事項、横断歩道あと1か所、それから、町道の通行規制が2か所ございますが、そちらについては、前回同様、現在のところは、もう許可できないという回答になっておりますので、町としましては、そちらも認めていただくように、また違った面からそういった要望といたしますか、理由づけを行いたく、現在、再要望に向けて調整を行っているところでございます。

植岡茂和議員 いや、前回も、やっぱり担当課だけでは難しいところもあるという答弁もいただいて、福崎町一丸となって、この事業を進めるに当たって、そういう地元要望を通していこうというニュアンスの答弁もいただいたんですけど。だから、町長等も協力していただいて、そういう要望を出していただいているんだなと思うんですけど。交差点、1か所は決まりそうっているのは、今ここで、どの位置っているのは、答弁いただけるんですか。決まりそうなところっているのは。

まちづくり課長 現在、公安委員会から断られてますのは、間の、真ん中の2か所、公民館から至ったところ、それから、もう一か所は、屋台蔵のほうですかね、から出たところなんですけど、そちらのうち1か所であればという回答になっております。今のところ、どちらというのは、町のほうでも決めておりません。それは、1か所でなく、やはり両方認めていただきたいということで進めておりますので、最終的に、例えば、1か所になるのであれば、地元と相談しながら、どちらというのは、決定はしたいと思うんですけど、今現在は、2か所を要望しておりますので、どちらということは、思っておりません。

それと、少し出ました、ほかの面からということでございますが、あれから6月に協議いたしまして、それからまだ、なかなか公安委員会とも同一の理由といたしますか、要望で協議をしますので、2回目の協議の理由というんですか、理由づけが、なかなかできてないところもありまして、できておりません。それが再度させていただいて、それでも、なおかつ困難だというふうに判断すれば、次の違った面といたしますか、そういった方向から要望していきたいという予定にしております。

植岡茂和議員 分かりました。どうか最後までよろしくをお願いいたします。

今、進捗状況、順調に進んでいるということですけど、今後のスケジュールと

いうたらあれですけど、買収が進んで、まとまった距離が確保できたら、工事に入ることもあるということですね。どうか地元の声をよく聞いていただいて、最後までよろしくお願ひしたいと思います。

今回一つ、一般質問の前に地元住民から言われたことで、9月20日の午前中でしたか、何やすごい豪雨の日があって、一瞬ですごい量の雨が降ったわけですよ。道の予定地よりも下の地元区の側溝が、もうほぼあふれそうになって、それ見た住民さんらが、今、田んぼの部分がやっぱり、道になるんで、やっぱりどう考えても水の処理できへんのちゃうかという声が、すごく不安な声が多いんですよ。それをまた計算するっていうことができるのか、分からないんですけど、側溝の処理ができるか不安なんで、そんなんをしっかりと考えてもらいたいという声があるんですけど、どうでしょうか。

まちづくり課長 排水といいますか、雨水量につきましては、過去の推移等から判断して、あと面積等で何ぼの排水量があるので、どういった管の敷設が必要だというのは、当然、計算上は出てまいります。ただ、今、言われましたように、近年、集中豪雨等ございまして、非常に多くの雨水の排水を必要といいますか、そういったこともございまして、補助事業ですので、ひたすら大きくするといったことは、やはりできませんが、柔軟な対応ができるのであれば、できる範囲では、もう一度、検討して、また地元区とも、最後には、設計は一応終わってはおりますが、工事までには当然、説明会等もさせていただきたいと思っておりますので、その場におきまして、検討は加えていきたいとは考えます。

植岡茂和議員 もう本当に地元区は前向きな、どういうふうな道できてくるんやろうないという意見のほうが、多くはなってきたんですよ。なんで、そこへきての豪雨になったんで、すごく不安をいきなりどーんと感じたんやと思うんです。そういうふうな、しっかりと考えていただけるという答弁をいただいたら、僕も持って帰って言うことができるんで、地元の声をやっぱり大事にさせていただいて、この事業をどうか進めていきたいと思っております。

準備不足な面が多かったんですけど、また12月に聞き直すことも、たくさんありますんで、またよろしくお願ひします。

これで私の一般質問を終わります。

議長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

次、2番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の事項は

1、子育て支援政策について

2、町道の管理について

以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 失礼いたします。議席籍番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、子育て支援施策についてお尋ねをいたします。

子育て支援につきましては、少子高齢化や人口減少の問題もあり、尾崎町長の選挙公約において最も力を入れられる重点分野であったと認識をしております。その取組の中で、この9月から始まりました学校給食費の無償化についてお尋ねいたします。この3年間を振り返りますと国際社会におきまして、新型コロナウイルス感染症の流行がありましたし、ロシアによるウクライナ侵攻開始から1年半が経過したところでございますが、こうした影響を受ける形で、国内市場の物価は、高騰し続けております。この3年間、町内の商業施設における石油製品、食料品の価格変動は、どのようなものになっているのでしょうか。また、それが

家庭生活にどのような影響を及ぼしているかと分析されているのかお尋ねをいたします。

地域振興課長 令和2年から続くコロナの影響に加え、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料の上昇や円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー、食料品などの価格上昇が続いています。消費者物価指数では、町内のことは、分かりませんが、全国の総合指数は、2020年を100として、2023年7月は、105.7で、5.7%の上昇、エネルギーでは、レギュラーガソリンが、1リットル当たり132.3円から176.7円に、44.4円上がり、軽油は1リットル当たり112.9円から156.3円に、43.4円上がっています。エネルギー全体では、約35%の上昇率でございます。食料品全体では、13%の上昇率となっています。家庭生活において、実質所得の低下や消費者のマインドの低下を通じた消費への悪影響が続き、特に子育て世帯への費用負担が大きく現れているところでございます。

牛尾雅一議員 今、課長から報告がありましたように、もう以前、経験したことのないような石油製品というんですか、ガソリンを初めとした値上げが続いております。今、とにかくお金が思ってる以上に減っていくというんですかね。私ごとですけども、度々、金融機関のATMのお世話にならなかつたら、何かポケットの中にお金がなくなってしまうというふうなことでございます。先日も大型の商業施設に行ってレジの近くにおりましたら、主婦の方が、会計が終わってカートを移動して、自分でマイバッグというんですか、そこに食品を初め詰められていたんですけど、自分でこれ、これぐらいだと思ってる金額をはるかに上回ったお金を支払ってしまって、もう困ってしまうわとかいうふうなことで、友達におられて話しておられました。そのようなことが、今、課長の説明がありましたように、全ての家庭に共通する出来事ではないかというふうに思います。そのような状況下でするので、今回の学校給食費の無料化は、子育て世帯の方からは、大変喜ばれているのではないかと思います。そういった中で、今回は全ての世帯が対象となり、所得制限はないということでございますけれども、所得制限を設けられなかった理由をご説明を願います。

企画財政課長 8月の補正予算で実施しました学校給食費の無償化につきましては、町独自施策で、エネルギー、食料品等価格等の物価高騰対策として、給食費の一部無償化を行ったものです。物価高騰につきましては、先ほど牛尾議員がおっしゃったとおり、所得に関わらず影響を受けているものと考えまして、所得制限を設けなかったものであります。

牛尾雅一議員 今の答弁を聞きまして、高額所得になられる家庭というんですか、その家庭が必ずしも子供さんに対する、子育てにかかる費用を高額所得やから援助がなくてもできるというふうな家庭ばかりでもないとも私も思います。しかし、公平性の観点からも、それは所得関係なしというのが前提、それが最高のことなんですけど、こだけ生活が苦しいという、思われてる子育て世代の方もおられますので、できれば所得制限を設けられることでできます余剰のお金を、また、そこらの方にも、より手厚くということも考えましたが、今の答弁をお聞きしますと、そういう理由ですということで、私も納得というか、理解をいたしました。

続きまして、今回の給食費の無料化というのは、9月から来年の3月までの時限的な取組となっております。これから令和6年度の当初予算編成に入られていられる時期かと思っておりますけれども、令和6年度以降も無償化を継続していかれることは、検討されているのでしょうか。お尋ねをいたします。

企画財政課長 給食費の段階的な無償化について、今後、財源を含め検討していきます。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。ぜひ段階的などというんですか、継続していただくことを求めますというんですかね、皆さんの願いでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにいたしましても、給食費の段階的な無償化、あるいは恒久的な無償化に向けましては、安定的な財源確保が必要と町長もよく言われております。そのためその財源をどのように捻出していかれるかが、重要だと思ひます。資産といたしましては、ふるさと納税、企業版ふるさと納税がありますが、そうした制度を活用され、寄附を募り、寄附金を給食費に充当し、また給食のメニューを充実させるとか、地元食材を購入し、地産地消を推進するなどの取組は、検討はされていると思ひますが、その取組についてご答弁をお願いいたします。

企画財政課長 先ほども申しましたとおり、学校給食費の段階的な無償化について、財源を含め、今後、検討していきます。なお、地産地消の推進の取組は、現在も行っているところでございます。

牛尾雅一議員 ただいまの課長さんの答弁で、課を上げて大変努力していただいているということがよく分かりました。町内には多くの個人事業主さん、事業所さん、企業さん、また工業団地では多くの企業が操業をされています。現在も協力していただいておりますが、福崎町発展のために、さらなる協力依頼などの取組を課を上げて行っていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、子育て支援施策の一環として、地域における児童生徒の居場所づくりについてお尋ねします。

児童生徒にとって、地域は家庭、学校に次いで重要な居場所です。その児童生徒が気軽に利用できる施設として、公園があります。公園につきましては、川西の下水道修景施設に大型遊具が整備されたところですが、川東にはそうした施設がありません。川東には、辻川山公園がありますが、近年は観光お客さん向けに整備されており、地域住民の方が日常的に利用することに適しているとは、言い難いと思ひます。そのようなことから、川東の住民の方から、公園整備について度々、要望をお伺いしております。6月定例会の竹本議員の一般質問におきまして、川東の公園整備について、まちづくり課長は、福崎町は比較的コンパクトな町ですので、現在の修景施設にできました大型遊具の整備されている公園のさるびあ公園ですが、その公園での活用をお願いしたいという答弁をされました。それに従いますと、川東の児童生徒も川西の公園に行って利用してほしいと解釈できますが、そう簡単な話ではないのではないかとと思ひます。必ずしも保護者が車で同伴できる家庭ばかりではありませんし、児童だけで自転車川西に行くことは、交通安全や防犯の観点からも危険です。そもそも、児童生徒の小学校、中学校もですが、校区外への外出は、規制があるのではないのでしょうか。学校規則における児童生徒の放課後及び休日の過ごし方や、外出については、どのようなルールになっているのでしょうか。お尋ねいたします。

学校教育課長 小学校につきましては、保護者同伴の場合を除き、子供のみでの校区外への外出を禁止しております。ただし、習い事、通院など保護者が必要と認めたり、保護者が安全を確認している場合など、保護者が許可を与えている場合は除きます。中学校につきましては、町外への外出は保護者の許可を得ると指導しておりますが、町内の校区外への外出に関しては、特に定めておりません。各学校とも、学校の決まり、ルール等で休日の過ごし方や外出について定めており、行き先を告げる、帰宅時間を守る、危険な箇所には立ち入らないなど、安全面に関する内容となっております。

牛尾雅一議員 分かりました。今、答弁がありましたように、小学生につきましては、親御さ

んというんですか、保護者の方、同伴でないと校区外にいけないということでございます。土日に保護者の方に公園に、今の川西の公園に連れて行ってもらいましょう、土日っていうんですか、気候のいい時期、また皆が公園に行って、遊具で、またいろんな、隣のまたスケートボードも含めて、いろんなとこ行きたいと思うようなときは、みんな一緒ですので、大変混み合うというんですかね、多くの方、多くの子供さんが来られてるんで、なかなか思うように利用できないというふうな面もあります。そういうことも考えまして、福崎町は、コンパクトな町でございますので、同じような公園を川東に造るのではなく、川西の方々にも利用していただくことを考えまして、さるびあ公園と趣を変えた公園設備はできないのかと考えています。そうしますと、田原、八千種か、川東になるんですが、そういうことを考えますと、土地利用に余裕のある八千種地区で、ゆったりとした広さで、また、防災機能も含めた多目的グラウンド併設の子供から高齢者の方までが利用できる公園ができましたら、遊具も当然、入ってくるんですよ。しかし、修景施設の大型遊具のような大きなものじゃなくていいと思います。そうしますと、今までにない福崎町での公園となり、全町の住民の方に喜ばれると思いますけれども、いかがお考えになれるのかをお尋ねいたします。

企画財政課長 川東の公園につきましては、都市公園のイーストパークがありますので、そちらのご利用もお願いいたします。

防災機能も含めた公園整備につきましては、令和5年6月議会での一般質問で、副町長が答弁しましたとおり、平時は憩いの場となるような広場的なもので、災害発生時には災害廃棄物の仮置きや、災害復興住宅用地として活用可能な公園の整備について、財源を含め今後の検討課題と考えております。

牛尾雅一議員 今、課長が答弁もいただきましたが、それはイーストパークも今きれいに整備していただきまして、非常に芝生も張ってもらって、いい公園なんですけど、地理的に八千種の、いうたら小学校周辺とか、ああいうとこじゃなしに、八千種の方からしますと、私は地元ですので非常にありがたいんですが、離れてるといいうか、八千種の方が、また田原の方、福崎の川西の方も来られるにしたなら、一番外れになってますんで、できれば田原に近い八千種の地域とか、そういうところに。そら予算、大変な、いろんな大型事業というんですか、いろんなありますので、予算的に大変それは、いろいろ要望を私らしてほしい施策をつて伝えるんですが、町としては大変、困られるいうたんやったら、おかしいんですが、年数がかかるとか、そういうこともあるんですが。また、八千種地域の方に、八千種地域は、小学生いうんか、子供も減ってる。市街化調整区域ですので、住居を建てる制限も今までありました。これからは、またいろいろ考えていただいて、緩和もしていただけるようなんですが、やはり八千種地域に町内で、ここしかないような誇れるようなそういう施設を造っていただきますと、八千種地域の人も、八千種に住みたいとか、八千種から今、若い人が割と便利のいいところに新しい家をとというようなこともよく聞くんですが、そういうこともなくなりますし、八千種の活性化というんですか、少子高齢化の歯止めにもなりますと思います。今まで減ってる分、今度、魅力のあるそういう施設ができますと、ああ、八千種にやっぱりおらないかん、また八千種に帰って住みたいとかいうてなります。ほいで、市街化調整区域の縛りを緩めていただいて、誰でも建てれるような地域、集落の中でも、そういうふうなところを認めてもらえる、ある一定の面積認めてもらえるようになりますと、とにかく地価が、やはり八千種地域というのは安いというんですかね、地価が低いと思うんです。田原地域と、駅前、そういう新町駅前の地域に比べますと。ですから、ある意味、何か、ここができたらいいいとか、何とかいうこ

とで、そういう施設がありますと、よりそういう家を建てて住みたい、またこっち帰って、また学校の近くで利用もできるしとか、そういうことになりますんで、ぜひ。イーストパークの公園を利用、それは利用もされてる方もおられますよ。ですけれども、やはり、ある意味狭いということもありますんで、私は今の質問をさせてもらっております。大変、予算的に、ちょうど厳しい時期というんですか、ここ、向こう2、3年とか、4年とかいってありますけども、よく家を建てるときに、貯金が済んでから、ためてからやりましょうとかいうて思うんですが、なかなかそれを待ってますとできませんので。金利が安いとかそういうときでしたら、極端にフラット35、長いローンでも組めるというんですか、ですから、予算的に厳しいということですけど、必要とか、皆さんの願っている施設をある程度、いろんな指標、将来比率とか、何とか、いろいろあるんですが、多少、無理をしていただいても、今みんなが望んとしておられることを先行でしていただくということも、今、生きられてる、今から子育てしたいとかそういう人らに対して、必要なことではないかと。いや、私の勝手な、財政も何も分かってない者なんですから、と思います。ですから、ほかに予算がいうたら、十二分という、特別、何か特別なことが、それはふるさと納税の制度で、よその市町では何十億とそんなことが実現しましたら、黙っていてもしてもらえと思うんですが、そういうこともあるんで、非常に難しいというんですか、財政的に難しいんですけど、皆さんが望まれてる、またある程度、次の質問でもあるんですが、八千種地域には、子育て支援の関係の子育て支援センターというのはですね。

議 長 質問の途中ですが、しばらく休憩したいと思います。
再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

◇

議 長 会議を再開いたします。

牛尾雅一議員 さっきの質問の続きというんですか、次になるんですが、町内に子育て支援センターというんですか、子育て支援の関係施設が、福崎幼稚園内の子育て支援センター、文化センター内の西部子育て学習センター、田原幼稚園内の東部子育て学習センターの三つがありますけれども、地理的に福崎地区、田原地区に偏っておりまして、八千種地区にはないということで、少々のバランスが悪いのではないかとというふうに私、考えます。さっきの公園のことも一緒なんですけど、八千種地区にはないものが、ある程度よその地区では多いということもありますね。八千種地区にも同様の子育てセンターがあれば、子育てに悩まれる、何ていうんですか、若い子育て中のママさんというんですか、そういう方の助けにもなって、子育てがしやすい地域、また子育てしやすい福崎町ということが、全体的になるんですけども、そういうことも考えまして、八千種地区にも同様の子育てセンターが要るのではないかと考えますけれども、どうお考えなのか。お尋ねをいたします。

町 長 この質問ではないんですけども、前の公園整備をという話について、私の考えいいますか、思いを聞いていただきたいんですけども、牛尾議員の思いというのは、お聞きしまして、よく分かるんですけども、同様の公共施設を各地域で設置をしていくというのは、もう困難な時代になってきているとこのように思いますので、その点をご理解いただきたいと思います。

牛尾雅一議員 今、町長が、わざわざ答弁をしていただきまして、ありがとうございました。

同じような施設ということを言われましたが、今の修景施設の大型遊具併設の施設とは趣を違って、福崎町に今までないような、皆、福崎町全民の方が、福崎町は、よく私もコンパクトな町、東西南北10キロ四方の非常に盆地というんですか、そういうところで、非常に移動も近いということを考えましたら、同じような規模とか、同じ内容ではなしに、今までにない、さっき説明、長々としましたが、そういうのを土地利用に余裕がある、比較的安い、整備するのに、土地の、農地とか、遊休農地とかいろんな山の際とかいうことで、安くできるということも含めまして、そんなして質問をさせてもらっております。ですので、町長の言われることは、よく分かってます。今から、前から、みんなそない言われてますので、よう分かつとんですが、そこを何とかいうんですかね、また趣の違った全町民の方が、車で行ったら5分か、10分もかからんで行けるから、八千種広いし、ゆっくり、また老人の方も行って、木陰みたいなそういうベンチというんですか、東屋のような簡単な、あんまりお金がかからんような物を造ってもらえますと、1日あそこへ行ってっていうようなことになりますんで。何も公園だけじゃなしに、お年寄りの方までが、いや小さいお子さんも、よちよちの子も来はれたったら、ああいう、また遊具でも遊べないというんですか、そういう方は芝生とか張ってもらって、木陰みたいなんで、ほんでゆったり、ほいで、子育て支援センターをそういうところで、何も建物の中にせんなんことないんで、そういうとこに、また役場の職員の方とか、保健センターさんとか、子育てにそういう指導してくださる方、まちの先生も含めまして、そういう人がそういうとこへ行ってもうて日和の、日和のいい日ということ、前もって日を設定せなあかんところがあるんですが、そういう利用とかもできますんで。ただ、公園だけというのを考えてもらうんじゃないに、全てのを網羅したような、こうできるようなことを考えてもらいたいなと思っております。それは、大変あれなんですけど、よろしく願いいたします。再度。いや、町長の言われること、よう分かってますねん。もう、どこでもそんなんいうて、昔と違うんやいうて。昔やったら、こっちがないから、ああの、こうやいうてやってたけど、今、福崎が川も東も、西も、ない、一つやってことをよう言われてますんで、それはよう分かるんですけど、八千種に余分があるんで、そこにできたら、それがみんなのやつ、福崎町民の方がみんな利用する施設やということになりましたら、同じようなものをたくさん造るといことじゃないんで、そこらは、また、よくお願いいたします。

そして、今の子育て支援センターのこと、八千種にないんで、子育てするママの、若いママさんのためにと思ってたんですが、建物の中にそういうふうなものいうたら、なかなかすぐの実現できませんので、月1回とか、また2回かどうか、そこらは分かりませんが、皆さんの希望も聞いてもらって、出前講座的な、あそのちよど八千種の県民交流会館もありますし、そういうとこで、とかは、または、研修センターの1室とか、出前講座的なことで、別にセンターというような看板を上げてもらわんでも、そういう格好のようなことやったら、割と早くしてもらえんじゃないかというふうにも、私自身、勝手に思ってますので、そこらも、また検討していただきたいと思います。

議 長 牛尾議員にお尋ねします。先ほどの質問で八千種地区に子育て支援センターが要るのではないかと考えると、その考えをお尋ねしますという答弁がないんですけども、よろしいですか、そのまま進めて。

牛尾雅一議員 町長に答弁もらったから、ちょっと。

議 長 町長の答弁そこまでやったですか。よろしいですか。

牛尾雅一議員 町長に公園のこともらったんで、心が揺れまして、原稿を読むのが、飛んでし

まいりました。

議 長 なので、答弁を求められますか。

牛尾雅一議員 答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

学校教育課長 子育て支援センターでは、八千種研修センターを会場として行う事業、いわゆる、すきっぷひろばを年6回行っております。また、八千種の農園を利用させていただいて、芋掘りなどの行事も行っております。施設の常設は、しておりませんが、今後も八千種研修センターを活用した事業を継続して行っていきたいと考えております。

また、町内3施設における来所者や、各種行事の参加者についても、八千種の方々にご利用、ご参加いただいております。使いづらいついた声も今のところは届いておりません。現在の3施設で混み合って利用できないという状況ではありませんので、今ある施設や、行事を利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

牛尾雅一議員 失礼しました。今、課長に説明もいただきましたことは、私、分かっておりません。そして、それでこの質問をしました。じゃ、引き続き、よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、6月の一般質問におきましてお尋ねをいたしました学童保育についてでございます。

今というんですか、夏休み、または、この9月も何か試験的に行っていただいております八千種小学校の学童保育なんです。利用人数が10人以下になりますと田原小学校の学童保育の施設に統合される計画であるということをお聞きします。課長にお聞きしたわけではございません。耳にするので、どのような考えられて、また、今どのようなことになっているのかをお尋ねいたします。

学校教育課長 八千種の学童保育につきましては、試験的開設ということで実施しましたところ、8月の利用者は、初日の1日が19人、それ以降は15人から10人という利用となっております。また、9月に入りますと平日の利用者は、3人から5人という状況であります。平日の利用者が、10人未満の状況でありますので、試験的開設につきましては、9月末の結果を見て検討したいと考えておりますが、現在の状況ですと八千種の学童は、閉所いたしまして、従前のおり東部学童を利用していただく可能性が高いと考えております。

牛尾雅一議員 今年の8月、異常に気温が高くて、当初、利用19人がずっと減ってきて、お盆とか減ってきました。9月は運動会の練習とか、また祭りの屋台の練習、ちょうど男の子が多いんですかね、練習とか、そういうような特別な事情もありまして、これ特に、何か3人から5人というふうなことになっているんじゃないかというふうなことも、十二分に考えられると思うんです。ですし、この前も言いましたが、やはり八千種地区の子供が田原の学童保育、地区の学童保育のほうにバスで送迎していただいて、連れて行ってもらう、それは、それで今までも値打ちがあることでしたし、よかったと思うんですが、田原の学童保育さんは、非常に多くの方が利用され、当然ですわね、若いご夫婦というよりは、共稼ぎの方が多くいんです。そうしますと八千種から3人、5人とかで、もう今の希望の子は、また向こうなりますと、何か子供さんに聞きますと、やはり周りがもう全部知らない。それは長いこと行っとつたら、知り合いになるんかも分かりませんが、知らないし、何か肩身が狭いというんか、何か行きたくないとか、もうやめたいとかいうふうなことになるというふうなことも直接聞きました。お母さんというんですか、おばあちゃんとかね。ですんで、3人、5人が、つくってもらえないという、それは、いろんな経費とかも考えてのこと、費用対効果もあると思います

が、やはり子供さん、ほんでまた、今、八千種地域も、昔は、おじいちゃん、おばあちゃんが、ずっと家におられて、学校が帰ってきたら、おじいちゃんとおばあちゃんが宿題見て、そんなんですけども、やったんですが、最近、共稼ぎの世帯も増えられてますんで、してほしいっていう方があると思うんです。3人、5人が、いろんな体力的というんですか、夏休みの疲れとか、また、高温でとか、運動会、祭りとかのことで今、減ってますが、ほんまはもう少しあるんじゃないかと。10月とか、気候もよくなりますし、そういうことも考えて、ぜひ、子育て支援というんですか、やはりその一環ということをしていただいたら、やはり八千種の小学校の生徒が今も、ずっと、ずっと少なくなってます。すぐにはそれは学童保育をしてもらえたからというようなことないんですが、ずっとそういうことを積み重ねて、ほいで八千種の生徒が、もうこれ以上減らないように、八千種だったら、子育てがしやすいということをもみんなに思ってもらえる、そういうふうな地域にしてもらうためにも、いろんな経費も要るんですが、ぜひ県民交流会館もありますし、八千種小学校の空き教室もありますんで、ぜひそれを実現してほしいと思っております。ですので、今課長が、今のままではと言われましたが、そういうことがないように、また学校というんですか、保護者の方がこれPRするというのも、何か意味が違うようなことと思うんですが、ぜひ実現してほしいと、私は思いますので、よろしく願いをいたします。

学校教育課長 8月から試験的開設を実施しまして、分かったことがあります。やっぱり夏休みの利用希望が一定数あるということと、一方で、平日については、ご家庭で過ごすことができるお子さんが多いということが分かりました。町の事業として行いますには、先ほど議員もおっしゃいましたように財源等も考慮しなければならない面があります。国、県補助金の要件としまして、10人以上の利用児童があることとなっておりますので、現状では要件に当てはまらないということになります。また、平日の開所を継続するとなりますと、2名の指導員を配置して、2人で、3人から5人のお子さんを見るという状況になります。そのような施設の運営については、検討が必要ではないかと考えております。今後は、要望が高い、夏休みの開所について研究をしたいと考えております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。いろんなことがありますので、課長が言われることも、ごもつともなことです。それで、この通告に書いておられますところを読ませていただきます。たとえ少人数でありましても、地元の学童保育を利用できるということは、子供や、保護者の方にとっても、メリットがあると思いますし、子供は、学校から車で移動しなくて済みますし、自宅への帰宅も近いということで、早くできます。また、よく慣れた環境で、顔見知りと過ごすことは、精神的な安心にもつながります。それを踏まえまして、ぜひ行っていただきたいと考えていますということを書いとんですが、今、答弁もらいましたんで、そういうことで、10人以下ならば補助等、メニューとかいろんなに合致しないということで、でしたら、ある意味、仕方ないのかなというようなことも、思わなかったらいけないというふうな、今の答弁で思いました。ですので、最低でも、夏休みとか、冬休み、春休み、割と長い、春休みは長いといっても、また学年が変わってどうなんか分かりませんが、よろしく、いずれにしても教育委員会さんの考えで、最善に、子供たちが最善な環境で、居場所というんですか、なるようお願いしたいと思います。それをお伝えいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、町道の管理について質問させていただきます。

私、日々、町内を巡回といたら大げさなんですけど、移動していますと町道の

歩道で草木が伸びて、歩行者の通行の支障になっている箇所が見受けられます。つい先日は2級町道、東部工業団地1号線、イーストパークから加西サービスエリアの下りのサービスエリアまでの歩道におきまして、今年の夏場の高温多湿で、草の生育が非常に早くて、草が伸び放題になっていて、歩道でウォーキングというんですか、歩道でそういうふうな体力維持をされてる方の通行の邪魔になりまして、その区間は草、草木っていうんですか、草を避けて車道に出てっというんですかね、下りるといふか、車道に出て歩いておられましたら、あのところは、大型のトラックが、工業団地内ということで、トラックが走行してきまして、ある程度カーブもしてまして、そういうこともあって、非常に危ない、交通事故にもなりかねないようなことがあったと聞いております。町道でありましたら、歩道も町の管理責任があると思えますけれども、町道のパトロールとか、維持管理作業の計画は、どのようになっているのか。お尋ねをいたします。

まちづくり課長 町道区域でありますと、当然でございますが、歩道部についても町管理でございます。ご質問ありました町道のパトロールや、維持管理作業計画についてでございますが、まずパトロールにつきましましては、職員によります日常的なパトロール、これらのほか台風などの非常時には、複数名での班体制を組みまして実施をしているところでございます。

異常の把握についてでございますが、パトロールも、先ほど言いましたパトロールのほか、職員が現場などへの移動中に発見することもあります。一番多いのは、やはり道路を利用されています町民の方々からの情報によるものでございます。

あと維持管理作業ですが、日常管理としまして職員が1名と、それからシルバー人材センターの職員数名によります草刈りや、簡易な道路修繕を実施していますほか、年1回にはなりますが、主要な1、2級の町におきまして、草刈り等の業務を発注し、実施しております。

牛尾雅一議員 続きの質問が今、説明もらったんで省きまして、続きまして、近年、特にこの夏は草の伸び方が非常に早くて、何かもう1か月もせんうちに、何か約半分ほどこんな長いのがなるような状態ですので、町道の1級、2級のは、年1回とお聞きしとんです。1回だけの草刈りでは、全く十分な管理が、無理なんじゃないかと思っております。ですので、最低年2回は、していただけないのかお尋ねします。また、年間スケジュールを組まれていると思いますが、危険な箇所、歩道というんですか、通学とかいろんなこととか、多くの方が利用される場所というのは、危険な箇所が出てきたときには、順番、予定のスケジュールを外して、柔軟な対応はしていただけないのか。お尋ねをいたします。

まちづくり課長 ただいま言われましたとおり、年に1度の草刈り、こちらでは不十分であるというのは、町としても十分、承知しているところでございます。ただ、2回実施するとなりますと、単純計算にはなるんですが、例えば、費用を倍にする、また、もしくは作業面積を半分にするとかいったこととなりますので、それについては今後、協議を進めていきたいというふうには考えております。

あと柔軟な対応ということですが、当然、通行に危険な状態であるというふうに判断させていただいた場合には、緊急性なども加味しながらにはなるんですが、そういったスケジュールに関わらず、その都度、対応をしてくれていると思っておりますし、今後につきましても、そのような対応をしていきたいというふうに考えております。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。今、予算が倍になるか、面積半分、面積半分になったら困りますので、ぜひ予算は増やしてもらってということをお願いしておきます。

そして、現在、町道の歩道の草刈りとか、町道の横というものは、今も説明ありましたように、役場職員の方や、委託業者さんがされております。近年の草の状況というんですかを考えますと、それに加えて、今、年2回は、非常にハードルが高いような答弁でございますので、それに加えて、現地の状況をよく把握されている地元住民の方、現在も町が、ずっと1級の歩道の横のところを刈ってくれはったら、1メートルか、1.2メートルほど刈ってくれはったら、みんな、私ごとですけど、私の知り合いの同じ地域の方は、非常に大きなのり面を、ともかく、ずっと刈らなったら、みんな町の一等地所というんですか、多くの目につくからいうて、善意で刈ってくれよってです。その方も、だんだん年がいかれて、のり面を刈るといのは、非常に負担が、何か足にかかってくるんで、なかなかできにくいんで、もう2回刈ってくれ、そういうことをお聞きしたんで、今質問をさせてもらってるんですが。ですので、住民の方の好意で、今までもずっと、そういうところが多々あると思うんですけど、好意も、やはり草刈り機も刃もめげますし、何や、かんやを考えますと、田んぼの横のところを刈るっていうんですよね。ですから、その人にしたら、夕方の涼しいときに、田んぼを自分のとこやったついでにやるというようなことを考えましたら、地域住民の方っていうんですか、自治会のとか、また営農組合さんなんか、草刈りのついでというんですか、そういうふうな時間給でしていただけることを町は、ずっと、そういう1級町道とか、2級町道長の横のどれぐらいのことをすぐ把握されると思うんで、ほしたら、これ年間、これ何時間でこうこうぐらいのことでしたら、今、課長が言われましたように予算が倍になるんじゃないかと、そこそこのあれで草刈りができる、してもらえるんじゃないかというふうにも思っておりますので、そういうふうには思いますが、その点は、どうでしょうかね。お伺いいたします。

まちづくり課長 今、いただきましたような、ご提案につきましては、以前ではあるんですが、同様のご提案を地元のほうからいただいたこともございます。そのときは、歩道の話ではなく、例えば、車道の、今、言われました路肩部の草刈りを地元区に委託するといった方法はどうかというような内容だったと記憶しております。非常にありがたいご提案だとは思いますが、現在、3、4級町道、こちらは地元区にお願いといいますか、善意で草刈りをさせていただいていることもございまして、今、言われるような手法を取りますと、この3、4級町道でも作業費が当然発生するということになりまして、それによりまして事業費の高騰にもつながりますし、また、例えば、やっていただいたときに、やっていただいた作業時間でありますとか、その回数などの確認作業、こちらは町ですることになると思うんですが、非常に膨大なものとなり、そういった皆様にお支払いしますといいますか、委託料の算定、こちらも困難で、できないのではないかとというふうにも考えておりますので、その際も、自治会の皆様とか、営農組織などとの委託契約は考えていないというふうな回答をさせていただいております。その回答につきましては、現在もそのように考えております。

牛尾雅一議員 その当時と比べまして、この異常な、来年のことは、多分、また今年よりは、ちょっと低いと思うんですが、高温が続いてますんで、草の伸びというんですか、非常に早くて、もう草に対する地域を守るというのは、今、町内を見渡しましても、何か道路公団、昔の道路公団のネクスト西日本さんかどうかわかりませんが、道路維持管理の黄色いそういう作業の車がたかんどっかの駐車する場所を借りたりして置かれています。ですから、草に対する対策というのは、何か非常に、以前よりも必要性がどうか、重要性というんですか、それが増してるんじゃない

かと思えますので、今、言われました面積とか、仕事量、時間とかいうのは、大変、算定が難しいと思えますが、ずっと場所を見て、草のこの面積、あぜの面積というんですか、法面の面積、それをずっと算定されてましたら、こっだけは、これやから、大体これぐらいということで、時間は何ぼで、仕事の速い人もありますし、ゆっくりされて安全を確保、いろいろありますが、ある意味ゆっくり、安全に作業してもらえらるような、時間が大体、目安が、すぐ分かってると思うんですけど。町道、歩道のところとかは。町道の横のあれでさ、そういうことを考えますので、また検討のほうをよろしくお願いをしたいと思えます。

そうしてまして、次、東部工業団地の1号線横の、今歩道に草木があつて危なかったと言いましたそこもイーストパークは、定期的に草刈りを行つておられまして、大変きれいに整備をされとんです。そして、どっかすぐ歩道、イーストパークの入り口を過ぎた、すぐ歩道から草がずっと生えて、歩きにくいようなことになるんです。きれいにしてもらってません。そうするんですが、また一月もしますと、またなるでしょう。ですから、私、思うんですが、イーストパークを、河川敷公園も一緒ですが、専門業者の方に来ていただいとんですが、草木の伸びがないとき、小さい時でしたら、もうぱっと草刈り機でやつてもうたら、後の始末も早いです。もう長くなってからやつたら、パッカー車を持ってこられて、もう、えらいことの作業になつたんです。ですから、一体的な、歩道のところも、パークも草刈りに加えて、その面積、ごっつい面積はないと思うんです、土があるというんですか、街路樹の下とかでするので、それを一緒に契約というんですかね、してもらえたらと思うんですけどね。それについて、いろいろ今までにないことですので、難しいと思えますが、そういうことも、また検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうかね。

まちづくり課長 公園と、周辺歩道の草刈りを同一業務として実施してはということだと思うんですが、公園管理などは面的、点的に管理しているものであります。一方、歩道などは、今度は逆に連続性が非常に大事な、線的な管理だというふうに考えておりますので、今のところ、例えば、公園、面的の公園と、線的な必要な周辺歩道の草刈りを同一業務として実施するということは考えてはおりません。

牛尾雅一議員 ずっと連続している歩道じゃなしに、工業団地のそこは、ぐるっとなんで、部分的やと私は解釈しとんですね。ですから、公園じゃないけども、効率性というんですか、予算を抑えるというんですか、後々のみんなの危険な目に遭わないとか、後々ずっとある程度、伸びてからとなつたら、後々、始末もごたつきますし、困りますので、それで今そういうふうに提案をさせてもらったんです。また、よく検討をお願いしたいと思えます。

それで、予算の面とか、いろいろなことがあるんですけど、やはり事故とか、交通事故とか、何かそういうふうなことになるら困りますので、そういったことで、私が今、求めましたことも、はなから駄目やというんでなしに、いいほうに向かつて検討してほしいと思えますので、よろしくお願いたします。

続きまして、交差点に回転灯というものが、大きな交差点にもなんですけど、ある程度地域の村、自治会の中の交差点とかそういうところに、あるんですけど、何か昔はこう夕方、今から12月に向かつてますので、中学生の方が帰つて4時半とか、5時頃でももう暗くなつて、また、薄暗くなるようなときに、それが非常に効果を発揮する製品というんですか、物というふうに思つてますが、今、どういうんですかね、町内にどれぐらいの箇所があつて、正常に作動というんですか、してるとかそういうようなところのことを把握されているのかをお尋ねいたします。

まちづくり課長 今、言われてますのは、交差点内に埋設されてます自発光型の交差点鏡と言われるものだというふうに解釈しております。この交差点鏡でございますが、今、言われました町内の設置数でございますが、町として管理しているものは、5か所、その他、警察が設置し、管理されているものが5か所、計10か所というふうに把握はしております。

点灯状況でございますが、全てについて、申し訳ないですが、把握はできておりません。

牛尾雅一議員 私も、ちょっと、ずっと気になりまして、ずっと自分の行動範囲のところは、ずっと見たんですね。よう見てないところがあるんですが、正常に夕方とか、ずっとなってる所と全然なっていないところがあります。せつかく、どれほど修繕というんですかね、そういうなんに、どれほどの費用が要るんか、何か分かりませんが、やはり町なり、県が最初つけられたということは、それなりの意味というんですか、危ないからこれつけとってると思うんで、それを復活というんですか、そういうことは、してもらえないのか。お尋ねをいたします。

まちづくり課長 先ほど言いました、町が管理してます5か所、こちらにつきましては、今現在ところですが、そういった破損でありますとか、バッテリーでございますので、太陽光でございますので、そういった視認性が著しく悪いというようなことが確認されれば、器具については、交換を行っていきたいというふうには考えております。ただ、警察が管理している分でございますが、警察に確認しましたところ、警察としては、今後そういったものの修繕は、行う予定はないと。故障などが発生して、そういった目的が達せられない場合には、もう撤去していくというそういう方向だというふうにはお聞きしております。

牛尾雅一議員 県の方、関係の施設なんで、私がそんなことを言う権利も何もないんですが、撤去されるんじゃないかに、修理しちゃったほうがええんじゃないかと思えますけどね。それは、また県のほうの公安とか、そういうところの方に議員させてもらってますんで、県のほうにも、警察へ行って、いや住民の方が危ないから、何とか言うて、一遍、訪ねてみたいと思います。

最後になりましたけども、町道の補修とか、維持管理に関しましては、やはり住民の方がいち早く分かっておられて、情報も提供してくださるということを今、お聞きしました。ですんで、町道の管理に関しまして、住民の方が、どういふんですかね、不具合とか、具合が悪いとか、何か動物が死んでいるとか、いろんなことがありましたときに、通報というんですか、役場の窓口、以前も何か質問させてもらったときに、住民課さんのほうに、何か連絡してもらったらというのをお聞きしたんですが、明確にそういうことを分かっとっての方が、住民の方が非常に少ないと思うんです。ですから、そういうふうなのを、また、どこどこで、どういふようなことも決めてもらって、町の広報なり、そういうときに言うてもらったら、住民の人も、いや区長さんに言わなあかんやろか、牛尾さん、町会議員しとんねやったら、あんた言うて、言うたろかとかいってんじゃないかに、住民の方が早く言われますんでね。それで、そういう仕組みを、できましたら、職員の方、皆さんが、早期にいろんな対応もできますし、このたび、先日の決算審査特別委員会でも、多くの議員の方が言われました。防災無線が聞き取りにくい箇所も、やはり全町民の方が、こういう通報のこんなんがありましたら、いや、うちのところ聞き取りにくいさかい、もうちょっといふようなことも言うてくださいましたら、いろいろ調査してなかったって、何か分かる、悪いところも分かるというふうないい面もありますんで、ぜひそのように。そして、また他の自治体ですか、事例を見ましたら、これよく災害のときに、スマホで現場の写真とか撮

ったりして、災害のときっていうことで、ようテレビとか、あんなんで見ます。ほんで、またLINEのアプリがあって、通報できる仕組みも運用されているところもあると聞きます。行政のデジタル化や、業務効率化の観点から、安全安心のまちづくりの観点からも、導入を検討していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

総務課長 行政のデジタル化ということで、DX、デジタルトランスフォーメーションでありますとか、あと今、言われましたようなアプリとか、システムの研究というのはしておりますが、現在のところ、そのようなシステムの構築というところまでは、考えていないところでございます。

牛尾雅一議員 どうもまたよろしく。

安全安心のまちづくりの実現のために、住民の方々のご協力もいただき、取り組んでいただきたいと考えますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。長々とやりまして、失礼いたしました。

議長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、大塚記美代議員であります。

質問の項目は

- 1、福崎町学童保育の課題は何か
- 2、福崎町は、なぜパートナーシップ制度がないのか
- 3、福崎町男女共同参画計画は進んでいるのか

以上、大塚議員。

大塚記美代議員 4番、大塚記美代でございます。議長の許可を得て、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、学童保育について、お伺いします。

学童保育の利用は、働く保護者にとって非常にありがたい制度で、指導員の方々には、夏休みの暑い中でも、毎日、子供たちを見守っていただき、ありがとうございます。

そこで、学童保育のさらなる充実に向けて質問いたします。福崎町学童保育の利用者は、核家族が増え、仕事をしている保護者が増えたこともあり、現在のところ増加の一途ですが、現状での課題は何があると考えていますか。

学校教育課長 指導員の確保が課題であると考えます。特に、長期休業中の指導員確保が課題であります。平日につきましては、現在の指導員数でちょうど足りておりますけれども、長期休業中は、午前中から開所しているため、おおむね平日の2倍の人員が必要となります。長期休業中につきましては、平日から勤務している指導員の勤務を増やすとともに、長期休業中を中心にスポット勤務していただける学生アルバイト等を募集して、対応している状況であります。そして、園内でのけが、感染症の防止や、小学校の担任等との連携や、情報交換も課題と考えております。

大塚記美代議員 いろいろご努力いただき、ありがとうございます。

指導員の確保が、課題だということでしたが、現在のところは、そういうご努力によって、職員の要件は満たしていると思っておりますが、これから少し児童が増えたぐらいの状況では、また職員が不足するという危惧はないのでしょうか。

学校教育課長 現在より多少の増加というのが、どれぐらいかは、分かりかねますが、指導員の確保は、できる範囲でやると考えております。

大塚記美代議員 指導員の確保のためにも、指導員の給与は、どのようになっていますでしょうか。昨年のこども家庭庁からも、処遇改善の要求が出されているようですが、昨年からは、上がっているのでしょうか。

学校教育課長 学童の職員の給与につきましては、令和4年2月に保育士等処遇改善事業によりまして、賃金改善を行い、園長につきましては、1,250円から1,287円、指導員につきましては、1,051円から1,081円という時給に改善させていただいております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。学童保育の部屋の確保は、できるのかなと思いますけど、指導員の状況によって、確保の状況によって、学童保育の待機児童が今後、発生していくというような危惧はないのでしょうか。

学校教育課長 学童で待機児童が発生する可能性はないと見込んでおります。現在の登録者の数は、約330人おられますが、実際の利用者数は、平日で、西部で50人から60人、東部で60人から70人であり、全員を受け入れしております。今後、児童数が年々減少していることから、今後、利用の割合が増えたとしても、現在より大幅に増加することはなく、受け入れることは可能だと考えております。

大塚記美代議員 ありがとうございます。別の観点から、平日学校で、支援学級の児童は、報告によりましても増えていると思いますが、支援学級に通級している児童も学童保育では、受け入れているのでしょうか。また、その場合、どのような配慮がされているのでしょうか。

学校教育課長 支援の必要な児童も、利用されております。令和5年度の登録数は、全体で20人です。児童の状況に応じて、学校の学級担任との情報交換を行ったり、現場の指導員の声を聞きながら、必要であれば職員を追加で配置しております。

大塚記美代議員 いろいろご配慮いただき、ありがとうございます。

次に、長期休暇では、学童保育に通う児童が増えるという状況なんですけど、その長期休暇の学童保育に通う場合は、お弁当の持参が今、必要となっています。毎朝、働いている方のための制度ですので、仕事に行かれていますけど、その前の朝、早朝からお弁当の準備をされているということなんです。これは、この保護者にとっては、毎日のことですので、かなりの負担になっていると聞いています。夏場の場合は、朝に作ったのをお昼に食べるということで、食中毒にも注意を払う必要がありますし、冬は冷めて、冷えて硬くなるっていうことを想定して作らないといけません。夏休み入ったすぐの今年7月の下旬に、学童のお昼ごろ見学に行かせていただきましたが、皆さん結構手作りで、かなり手の込んだようなお弁当を持ってこられてました。子供さんは、美味しそうに、楽しそうに食べておられましたけど、作る保護者の大変さが目に浮かんだわけでございます。保護者の状況によっては、コンビニ弁当や、菓子パンなどを所持せざるを得ない状況もあるかと思います。この学童保育に通う児童のお弁当についての保護者の負担について、どのように考えておられますか。

学校教育課長 毎日のお弁当作りは、朝の忙しい時間帯であることも考えれば、負担になっている家庭もあると思います。現状では、今、議員もおっしゃいましたとおり、家庭で作っていただいたお弁当を持参する子供が、ほとんどであります。8月の園長会で、子供さんは手作りの弁当を楽しみに、喜んで、美味しそうに食べているという報告も聞いております。過去12年間で、食中毒は一度もなかったという状況でもありますし、保護者の負担は大きいけれども、子供たちのために頑張っていたいただきたいと考えております。

大塚記美代議員 保護者も頑張っているのはいただいているんですけど、これがずっと続かないといけないのかっていう、かなり保護者の負担があるという声も聞いております。幼稚園では、学校の長期休暇の時期でも、給食の提供はあります。それを学童保育でも提供することは、可能なのではないかという保護者の声も聞いておりますので、今現在の給食費の無償というふうには、考えておりません

で、給食費を集める労力は発生はいたしますけれども、学童保育に給食センターからの給食を提供するという提案については、いかがでしょうか。

学校教育課長 学童保育で給食を提供するには、給食センターを稼働させることになります。給食センターでは、いわゆる副食、おかずしか作れませんので、ご飯は、別に用意していただく必要があります。また、給食センターでは、お弁当に詰めることができませんので、食缶と食器での提供となり、配達後の配膳は学童保育園の職員が行うことになる上、アレルギーのある子供さんも多く、その対応や欠席した場合の人数把握などを学童保育園の職員が担うことは困難であると考えております。なお、調理配送業務を行う委託業者と新たな契約を結ぶ必要があり、その費用も負担しなければなりません。以上のようなことから、給食を提供することは、困難であると考えております。

大塚記美代議員 給食を配食というのは、かなり困難もあろうかと思えますけど、まず、一度、利用し、学童を利用している保護者の方にお弁当、あるいは給食とまでいわずとも、お弁当の配食ということについての意見を聞くアンケートのようなものを取っていただくということは、可能でしょうか。

学校教育課長 給食センターでの給食の提供が困難であるということから、保護者の希望に添えない状況でアンケートを取ることは難しいと考えますが、園長等を通じて、保護者の声を聞いてみたいと考えております。

大塚記美代議員 給食センターが難しいのなら、町内業者のお弁当業者からの配食ということも考えられると思うんです。コンビニ弁当よりは、栄養の面を考えているのではないかと思いますので、ぜひ保護者の声を一度は、こういう声が上がっているということは事実ですので、無視はしないで、声を聞いていただけたらと思います。ありがとうございます。よろしくお願いします。

では次の質問に移ります。

福崎町には、なぜパートナーシップ制度がないのでしょうか。

新聞報道で見ましたが、兵庫県も早ければ、来年度に導入を検討するという齋藤知事が言っておられました。県の動向を待つということで、今は福崎町では、何も考えていないということでしょうか。

社会教育課長 今、質問議員おっしゃいましたとおり、兵庫県では、早ければ来年度の制度導入に向けて検討を進められております。この県が導入される制度によって、どのようなサービスが受けられるのか、それから、町がどのようなサービスを提供できるのか、県のほうでも研修会等を開催、説明会とかいうようなものを開催していただいております。そちらのほうに参加して、検討をしたいというふうに考えております。

大塚記美代議員 じゃ、県の動向を待つということのようでございますけど、このパートナーシップを導入するには、何が障害というか、支障になっているのでしょうか。

社会教育課長 特に、障害といいますか、現時点では、先ほど申し上げましたとおり、町としてどのようなサービスが提供できるか、はっきり分かっていない状況でございます。県のほうでは、県の制度の骨子が固まりましたら、県のほうから市町に、市町が提供できるサービスについて照会をかけられるというふうに伺っております。それに合わせて対応したいというふうに考えております。

大塚記美代議員 兵庫県内では、県の導入を待たずに、昨年、今年でも各市町でパートナーシップ制度を導入しているんでございますが、福崎町が県を待つということについて、ほかの、姫路市さんでも導入されていますが、そのことについては、どのように考えておられますか。

社会教育課長 今、質問議員おっしゃいましたとおり、現在、兵庫県下では15の市町、14

市と、1町がパートナーシップ制度を導入されております。この制度を導入する市町の増加によって、性的少数者の安心感でありますとか、社会的理解の促進につながるというふうには、考えております。

それで福崎町としましても、人権を尊重するという観点から、検討してまいりたいというふうには考えております。

大塚記美代議員 そのように人権を尊重するとか、少数者の意見を尊重するということが、分かっているから、特に支障もあんまり感じられないんで、導入されたらいいかなと思います。県を待つということでも、県が導入すれば福崎町も対応せざるを得ないわけですけど、その場合、職員の教育とか、また住民の理解とか、教育も必要やと思うんですけども、それは今後どのように行っていくかと考えておられますか。

社会教育課長 まず、これ県が導入された場合、今、確認しましたところ、県のほうの手続の登録につきましては、県のほうが直接対応されるというふうには聞いております。

それで、このパートナーシップ制度、これを職員でありますとか、住民の皆様にも周知する方法としましては、職員に対しては、毎年、実施しております人権研修、それから、住民の皆様には、自治会研修等、毎年開催させていただいておりますので、その機会を利用して啓発を行っていきたいというふうには考えております。

大塚記美代議員 従来どおりで、特には何も増やさないというようなことですけど、隣のマンションなんかで、隣に住む人が同性のカップルが入るっていう可能性があるというふうなことなんですね。それで地区にも、そういう同性のカップルが、地区住民になる可能性があるということですので、住民にとって身近な関心事というか、そういうことになりますので、そういう人たちが、偏見とか、差別とか受けられないような、やっぱり特化したようなパートナーシップ導入ってなりますと必要かなと思いますので、ご検討をよろしくお願いします。

次、最後の質問に移ります。

福崎町の男女共同企画計画っていうのが、令和3年、新しく改訂版が出されたわけなんですけども、これについてお尋ねします。

まず、現在の審議会、委員会の女性登用率は、幾らになっていますか。

企画財政課長 令和4年度実績で、26.1%となっております。

大塚記美代議員 これも目標値があったと思うんですけど、まだ3割に満たないということですね。

消防団員の女性の加入も進めておられたと思いますけど、その加入率はどのようになっていますか。

町参事兼住民生活課長 現在の女性消防団員の加入者数につきましては、基本ライン600人に対しまして、女性消防団員は、2名ということでございます。

大塚記美代議員 女性消防団員を増やすための予算がつけられたと思うんですけど、具体的には、どのような対策を考えておられますか。いつまでに何人というような目標は、設定しているのでしょうか。

町参事兼住民生活課長 女性消防団員の加入促進ですが、今年度、予算つけておりますのは、加入促進啓発用のポスターの作成をして、自治会や公共施設への掲示、また啓発用ポケットティッシュを作りまして、配布などを考えているところでございます。

目標人数につきましては、いつに、何人ということの目標は決めておりませんが、当面は5人程度を確保していきたいというふうには、思っております。

大塚記美代議員 詳細には、載せてなかったんですけど、女性消防団員が入ることによって、何か現在での消防団員の規則とか、動き方について配慮するようなことは、必要

はないのでしょうか。

町参事兼住民生活課長 消防団員につきましては、どうしても今現在、男性がほとんど、大多数ということでございますので、そういった中に女性の方が入って活動していただくということになりますので、活動しやすい雰囲気づくりといたしますか、そういったところは、必要かなというふうには思っております。

大塚記美代議員 現在2名の消防団員は、どのような活動をされていますか。その人たちと一緒に活動するということになるのでしょうか。

町参事兼住民生活課長 現在の女性消防団員につきましては、役場の職員でございまして、本部要員ということで、主に内容としましては、広報活動ですとか、それから、各行事でのアナウンス等から、それから、そういったことを担っていただいているところではございます。そういった形の本部要員ということでの加入ということが、まずは、しやすいのかなというふうには思っておりますが、分団員等での加入ということも、そういったことも、先ではできたらいいのではないかなというふうには考えております。

大塚記美代議員 女性消防団員が活躍されている他市町もありますので、視察なり、参考にさせていただいて、ぜひ今、消防団員のなり手が不足しているという現状でございまして、女性の登用を進めていただけたらと思います。

次に、自治会の役員のことについてですけど、自治会の役員で女性の登用率は、どれぐらいでしょうか。

総務課長 現在、福崎町の自治会の役員に占める女性の数ですが、全自治会役員が345人中、女性が20人でありまして、率でいいますと約5.8%となっております。

大塚記美代議員 この現状をどのように考えていますか。目標値でも3割っていうことだったんですけども、どのような対策を取ったら、その目標に近づけると考えられますか。

総務課長 5.8%という率につきましては、決して高いとは言えないと思いますが、区長さん方にご意見を聞き取る中では、自治会によって女性のご意見を取り入れる必要性を感じておられるとか、隣保長、男性の方が多んですけども、隣保長の奥さんといいますか、女性の方にも役員会に参加いただいたり、また、村の三役にも女性の登用を検討しているというようなご意見もございました。また、逆なんですけども、過去には自治会の役員選挙で女性が選出されたんですけども、その方が役員を辞退されたとか、役員であれば力仕事なんかも多くて、身体的な負担を強いてしまう可能性が高いから、女性に依頼するのが難しいとか、そういうようないろいろなご意見が現状あったところでございます。

男女共同参画の計画の中では、この自治会ということにつきましては、目標値は定めておらないというような状況でございまして、女性登用の必要性は感じておられるが、なかなか進んでいないというところもございます。そのような機運がまだ醸成されていないというような状況があるというところもでございます。9月の上旬には、区長さん、役員さんと一緒に、神戸に、兵庫県下の研修に参加したんですけども、そのときに阪神間の市なんかでは、割と女性の役員の方が多くいらっしゃるしまして、割と活動が市レベルでも阪神間と西播とかと大分、意識も違うような話もパネルディスカッションのときにはございました。そういうような現状をいろいろ勉強していきながら、県の市町振興課もアドバイスをくれて、研修会とかを開催してくださっておりますので、研究をしてまいりたいというのが今の状況でございます。

大塚記美代議員 いろいろ研修も、研究もしていただいております。機運が高ま

るのを待つというのは、なかなか難しく、女性も、別に、特に役員になりたいような人は、いないと思うんですね、やっぱり。そら大変ですから、自分の時間も取られますし、ですけど、やっぱり女性の視点っていうのが、まず、また違うところが見れるのではないかと思いますので、自治会の役員の、特に三役の何かの中で1人は女性にするとか、そういうような制度的にというか、条例というような規則がないとなかなか難しいのではないかと思いますので、これこの提案についてはいかがでしょうか。

総務課長 自治会につきましては、地域住民の皆さんによって自主的に運営されている組織でございますので、町の条例で3割とかいうような数字を定めるというようなことにつきましては、不適切であるというふうに認識しております。

大塚記美代議員 分かりました。機運を高めていただくための何か、しかけというか、啓発っていうようなことは、していただいたらと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、大塚記美代議員の一般質問を終わります。

次、4番目の質問者は、石川治議員であります。

質問の項目は

- 1、名誉町民 吉識雅夫先生の検証について
- 2、月見橋の拡張について
- 3、西治信号交差点右折だまり設置について

以上、石川議員。

石川治議員 議席番号1番、石川治でございます。早速ですが、議長の許可をいただき通告書に沿いまして、一般質問をさせていただきます。何とぞよろしく申し上げます。それでは、通告書の第1に入らせていただきます。

名誉町民、吉識雅夫先生の検証についてであります。

昨年の12月議会における私の一般質問のその後、どのような検討をされているのでしょうか。先生の功績につきましては、あらかじめ部材を組み合わせ、溶接して作っておいたブロックを積み重ねて合体するブロック建造法という溶接方法を開発されました。溶接工法ブロック建造方式は、船全体構造をブロックに分割し、各ブロックを工場内で完成させ、その後、船台に運び、ブロックを溶接により結合し、船を完成させる方式であります。各ブロックは、工場内で、部品組み立て、小組立て、大組立て、総組立てという過程を踏んで製作されるので、施工の簡易化と精度の確保が大幅に図れることとなりました。この溶接とブロック工法を併せた建造方式により、日本の造船業の建造公費の減少、建造期間の短縮、建造量増大が可能となり、我が国、造船業の受注競争力は、大きく向上しました。とりわけ1954年頃からは、海外船主が発注する原油タンカー受注が増大し、1956年には、それまで建造量、年間の進水実績世界一であったイギリスを抜き、世界一の座を獲得しました。溶接工法ブロック建造方式の確立は、第二次世界大戦後、日本が造船王国と呼ばれ、巨大タンカー時代を謳歌する技術的基礎を築いた最大のイノベーションであったと言えます。

そこで、私からの一つの提案としまして、100分の1程度、二、三メートルのタンカーの建造模型や、ブロック建造方が分かるような模型を製作して、文化センターのロビー、あるいはエルデホールのロビーなどに展示するということができないかということをお伝えしておりました。その後、このような大型船舶のスケールモデルと視覚に訴えるような展示を含め、どのようなご検討をいただいたのでしょうか。

社会教育課長 一般質問をいただきました後、タンカーの模型を製作するには、どれくらいの

費用がかかるのか、それから、造船工学という難しい内容をどう表現すれば、より多くの方に吉識雅夫先生の業績を理解いただけるかについて、検討をいたしました。ただ、このスケールモデルの制作費用につきましては、今、議員がおっしゃられております、例えば、100分の1程度、約3メートルの物を作るとしまして、かなり高額ということで、金額は約800万円ほどかかるということを確認しております。

石川 治議員 私が考えておりましたスケールモデルというのと、今800万ということで、かなりの乖離がありますので、やっぱり難しいのかなというふうには思うんですけども、タンカーや客船などの大型船舶等スケールモデルにつきましては、新たに製作が、今おっしゃられたように高額過ぎて難しいと言われるのであれば、出光タンカー株式会社やIHI、東海汽船など造船の大企業であれば製作しているであろうスケールモデルの古い処分されるような模型を寄附してもらうということは、検討されないでしょうか。

社会教育課長 今、議員ご提案いただきました、こういう企業に寄附をお願いできないかということで、こちらにつきましても、過去に担当のほうから寄附をお願いできないでしょうかということ、お願いしたことがございます。ただ、そのときには、寄附はしていただけなかったというような状況でございます。

石川 治議員 そうしましたら、また別の視点から、現在、造船をされている大企業に造船の作業風景の写真やビデオ撮影をお願いして、DVDで映像化して、吉識雅夫展示コーナーで流すということは、可能ではないでしょうか。それが、こちらから撮影に行くのが難しいのであれば、溶接工法ブロック建造方式について、分かりやすいビデオ映像等どこかの造船所から入手をできないものなんでしょうか。

社会教育課長 この視覚に訴える展示の方法、手法としまして、今、議員がご提案いただきましたような、メーカーというのか、そういうところから、そういう資料をいただけないかということと、あと、こちら今、考えておりますのは、デジタルサイネージ、ああいうものを利用して、吉識雅夫先生の業績を写真、あとそれとか、特別展のときの図録でありますとか、そういうものを表示する展示方法で、視覚に訴えることができないうことを検討したいというふうに考えております。

石川 治議員 令和6年度予算時期を目前にした今ですので、そういったあたりスピーディーに取り組んでいただきますよう、よろしく願いしておきます。

それでは次に、通告書の第2に移らせていただきます。

月見橋の拡幅についてであります。

近く取り組まれる予定の新町千束線拡張工事までに、工事車両の進入路となる月見橋の拡幅について、これを検討は、できないものでしょうか。

まちづくり課長 この月見橋の拡幅についてでございますが、行政懇談会こちらにおきましても、要望としてお聞きはしたことがございます。その際に出された回答としましては、この月見橋の拡幅は、技術的に困難ですといった回答をさせていただいております。これは拡幅するためには、当然なんです、現在の基準、こちらでの設計が必要となってきます。そうなりますと、現況の今の月見橋の構造体では、この設計上、満足できない箇所が発生してくるというふうには考えております。特に、橋脚部、橋桁というか、脚のほうなんです、この橋脚部においては、現況の厚さでは不足するというふうには考えられますので、橋脚の補強、厚さを増すという補強が必要となってきます。

こうなりますと、今度、河川、市川の占用の許可基準でございます河積阻害率というものがございまして、これは川の流れを必要以上に妨げない、阻害しないといったような基準になるんですが、この月見橋は、この橋脚数が6脚ありまし

て非常に多いため、今の橋脚の厚さを増す補強を行いますと、この基準を満たすことができないというふうにはまず考えております。現況、詳細は、したことはないんですが、そういったような理由から、この月見町の拡幅計画はありませんで、その代替として、今、言われましたような都市計画道路の福崎駅田原線の新橋、こちらを計画しているところでございます。

石川 治議員 今、課長、言われたところでは、橋脚が6脚があるので、難しいというところなんですけれども、この橋全体の拡幅を第一にご検討をいただきたいと思っただんですけれども、それが不可能であるならば、中間点付近に待避所を設置するというようなことは、可能ではないでしょうか。

まちづくり課長 待避所の拡幅ですが、先ほども答弁させていただきましたとおり、この月見橋について、本格的な改修からこの拡幅の詳細な検討を行ってませんので、はっきりといいますか、確定はできないんですけど、恐らく1メートル程度の張り出しであれば可能ではないかというふうには考えます。ただ、その際にも、当然、待避できる車の台数、これを何台にするのかとか、あと退避場所にスムーズに車を誘導しなければなりませんので、そういった動線確保のための擦り付け区間、こちらが必要となってきてまして、そういうものを考慮しますと最低でも30メートル以上の拡幅区間が必要というふうに判断をしております。そうなりますと、橋脚自体が一つの間が15メートルぐらいだと思っただので、その橋脚部の補強、こちらの有無も、また検討が必要となってきます。いずれにしましても、確実な判断をしますには、詳細な検討が必要となり、また河川との協議も必要となってくるわけですが、以上言いましたような観点から、現時点で先ほどの拡幅、それから、今、言われました待避所の設置、こちらの可否について判断はできないんですが、現在のところは、そういったことは、考えてはおりません。

石川 治議員 また近い将来、福崎駅田原線の工事が完成しましても、市川をまたぐ橋の設置までは、すぐに着手が難しいと思われまますので、せめて現在、設置されている月見橋の拡幅をどうしても望むものであります。県への要望等よろしくご検討くださいますよう、お願いしておきます。

次に、通告書の第3に移らせていただきます。

西治信号交差点右折だまりの設置についてであります。

通勤時間帯の西治信号交差点、牧耳鼻科前で渋滞が起り、毎朝、西中前まで車列が続いている現状につきまして、一番の原因は、南進路の右折によるところが大きいと見られます。この渋滞の解消には、右折だまりの設置をするだけで、大きく解消できると見ています。右折だまりの設置については、今までも区長会等の要望もあったと思いますが、なぜ設置に至らなかったのでしょうか。

まちづくり課長 今、言われました西治交差点につきましては、おっしゃるとおり、朝の通勤ラッシュ時には、町道西治長野線のほうで混雑が発生するといったことは、把握しております。また、その原因は、町としましても、右折車によるものであるというふうには考えております。ただ、この右折車といいますと交差点改良になるんですが、町道でそのような右折車線の設置について、明確な基準を設けておりませんが、例えば、兵庫県のほうでは、そういった渋滞する交差点につきましては、渋滞交差点の解消プログラムというものを立ち上げて取り組んでおられて、その基準としましては、例えば、信号機のある交差点では、交差点を通過するのに、常時ですね、信号待ちを3回以上要する箇所というふうな規定がございます。西治交差点につきましては、渋滞は朝のラッシュ時といったような、一時的なものとなっておりますので、現在のところ、そういった右折車線の設置についての計画はございません。

石川 治議員 以前に、井ノ口の交差点でも、信号待ち3回以上ということで、対象外ということもお聞きはしとんですけれども、これは、一番混雑するときには3回も、4回も待っていただかんと動けないというようなところから、全日を通じての3回というよりも、もっと現実に即した、そういう問題点を解決する、そういうふうには、前向きには、捉えていけないものなんでしょうか。

まちづくり課長 全ての交差点で、スムーズに通過できることがなれば、一番いいと思うんですが、今、言ったような基準というものは、設けさせていただく必要があると思います。また、この西治交差点は、もう一つ、特に立地的といいますか、例えば、右折車線を設置しようと思いますと、右折車が止まる、とどまっているための、これが滞留部というものが要ります。あと、滞留部に車がスムーズに擦りついていくための、これはテーパー部と呼ばれるんですが、そういったものが必要となっております。これらが右折車線長というふうには呼ばれるものでございます。西治交差点に、例えば、右折車線長をつけるとなりますと、こちらも詳細な検討まではできていないんですが、恐らく最低でも40メートルから50メートル程度は必要になってくるというふうに考えておりました。そうなりますとこの西治交差点の北には、約30メートルほど離れたところに信号交差点があるかと思えます。そちらにも影響してくることとなるので、物理的には、今は、設置は不可能かなと思っております。あと、あわせまして、反対側、例えば、南側からは今度、北側の右折車線を設置するために、ゼブラになるんですが、右折、南側の後方にも道路拡幅が必要となるんですが、そちらは南側には直近に中国道のボックスがございまして、そういったこともありまして、南側につきましても、そういった拡幅の確保は、非常に困難であるということも考えまして、この西治交差点の右折車線の設置は、できないものというふうに理解しております。

石川 治議員 なかなか難しいということは、よく分かりました。分かりましたが、何とか、過去にも区長会からの要望もありましたので、何らかのいい方法をご検討いただけたらと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上で、石川治議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

再開を1時といたします。

◇

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

◇

議長 会議を再開いたします。

次、5番目の質問者は、竹本繁夫議員であります。

質問の項目は

- 1、マイナンバーカードについて
- 2、防災対策について
- 3、少子化対策支援について

以上、竹本議員。

竹本繁夫議員 議席番号2番、竹本です。議長の許可を得、一般質問をさせていただきます。

まず最初の質問ですが、マイナンバーカードについて。

私は、マイナンバー制度は必要なものと思っておりますが、しかし、毎日のように、マイナンバーをめぐる多くのトラブルの報道を聞いたり、テレビでもそういう報道もあり、大変やりきれない気分もあります。いつもそうですが、国が決め

ると市町村の仕事が増える。どこの市町村も、この件についてですが、特に、人の動員も凶らず、限られた人で入力をしなければならない。入力の特検作業は、地方自治体に丸投げで、来年秋には健康保険証を廃止する計画も打ち出されて、法令も出されているところでもあります。そのような状況下ではありますが、質問させていただきます。

まず最初に、マイナンバーカードの住民の所有者数及び所有率というんですか、それも併せて、県下の中では、どれぐらいの位置になっておるのか教えていただきたいと思います。

町参事兼住民生活課長 8月末現在のマイナンバーカードの交付枚数につきましては、1万4,877枚、交付率は、79.36%で、県下での順位は、27番目ということでございます。

竹本繁夫議員 1万4,877枚という報告でありましたんで、79.3%、まだ、低いのかなというように思っています。それぞれの担当のほうでは、住民にPR等、引き続きやっていただきたいかなと、そのようには思っているところがございますけれども。でも、先ほども言いましたように、トラブルがすごくあるというところで、マイナンバーが別人のものともひもづけられた問題が、本当に多数、これは全国的です、全国的に起こっております。今年の秋までに、総点検を実施するとの国の方針ですが、福崎町でも一度に多数の人の受け付けを行い、私も届け出すときに、担当職員のほうからも、今、窓口ではすごく、たくさんおられますので、少し待っていただきたいというように、本当に手続するときには、かなり職員の方も大変だったと私は、思っております。だから、そういうような中で、入力ミスと申しますか、福崎町でもそのような間違いがあったのかどうか、お尋ねしたいと思います。

町参事兼住民生活課長 福崎町では、これまでに入力ミスなどの間違いは出ておりません。

竹本繁夫議員 本当に、人員がやることでありますんで、間違いがあれば、確認作業、間違いがなくても確認作業というのは、これは必要でございますんで、本当に間違いなかって、よかったかなとこれは思います。これからも間違いが最小限、どうしても人が行うものでございますんで、間違いがないということは、これは起こらないとそういうような気持ちで、点検は必要であるとそういうふうによりしくお願いしたいと思います。

マイナ保険証の未取得者というんですか、今、1万4,000枚の数で、79.3%という報告があったわけなんですけども、やはり、まだ全部がしようと思えば、まだ20%ぐらいの人数がおられるわけなんですけども、そういうような中で、そういった人に対して保険証の、新聞等でよく見ておる、聞いておる中では、資格確認書というものを発行させて、それは有効期間1年から5年というように報道があったわけなんですけども、そのような5年も、資格確認書というのが、できるものかどうかも含めて、資格確認書が出たときに問題がないのかどうか併せて、お聞きしたいと思います。

ほけん年金課長 資格確認書と申しますのは、マイナンバーカードを持ってない方、あるいはマイナンバーカードを持っておられても健康保険の登録、利用登録をされてない方などが、保険診療を受ける、受けられるようにするために各保険者が無料で発行するものになります。資格確認書がありましたら、マイナンバー保険証がなくても、同じように医療機関を受診していただくことは、もちろんできますけども、マイナ保険証を使うことによって、恩恵が受けられる場合があるんですが、そういった恩恵が受けられないというデメリットは出てくるかと思っております。

資格確認書につきましては、有効期間5年というお話が今、あったんですが、

その運用につきましては、各保険者のほうで、これまでの運用に沿った形で決めていくことになろうかと思えます。福崎町の国保では、現在、紙の保険証を1年としておりますので、今後も1年という形で検討しておるところです。後期高齢につきましても、兵庫県のほうは1年になってます。社会保険については、現在の保険証は、期限なしという状況ですので、5年という有効期間については、各保険者のほうで決めていくことになろうかなというふうに思っております。

竹本繁夫議員 有効期間は、おおむね1年ということでの報告だったかなと思えます。私も資格確認書といいながら、そういったものは、1年のほうがいいのではないかなと思えます。

これからマイナンバーカードによくひもづけられているものを、今、保険証とかそういったものを、代表的なものをいわれてます。また、窓口業務の住民票とか、そういった税のほうでも取れる手続、先日たつの市のほうでもマイナンバーカードの情報を使い、要は窓口で、そこで手書きしなくても、もうマイナンバーカードでそういった申請ができるというところで、そういう記事が載っております。そこには、来月の10月になってから、住民異動届とか、住民票の写し、そして、印鑑証明書、戸籍謄本とか、抄本、そして、税務の証明書の申請書を対象にして、窓口業務では、やられるということを書いてありました。福崎町では、今後、そういうマイナンバーカードを使って、どのような考え方で取り組まれようとしておられるのか、お聞かせ願いたいと思えます。

町参事兼住民生活課長 今、議員言われましたように、福崎町でもコンビニ交付というような形で、住民票、印鑑証明、戸籍などは今現在も取れるようにはしております。税の証明等も取れるようにしておりますけれども、今後、受付業務等に対しても、そういうマイナンバーカードを使って、できるだけ住民さんの利便性を向上させていくというようなどころについては、まだ、具体的などころまでは、考えていないような状況ではございます。他町の状況なども見ながら、またその辺のところは、研究をしていきたいなというふうには思えます。

竹本繁夫議員 こういう大きな事業でございます。国が、本当に進めようとしてる中で、一番しんどいところは、市町村の職員が、やはりそれに取り組んで、どう言ったらいいんですかね、取組方、そして、サービスの仕方や、こういうたつの市の話を見せてもらったように、どこそこの市では、こういうふうやっておる、ほな、あんたところは、それに対してどうなっとんやとかいう、本当に変なところで競争だけして、まちごうたときには、住民にすごく迷惑かける。そして、医療費の保険証のことも、先ほどお話ししたように、福崎町では間違いなかったから、本当によかったんですけども、よそではマイナンバーカードでしたら、もう一度、保険証のほうを持ってきてくださいというような、窓口の中では、そういう記事も載っております。本当に、なかなか全部が、全部、間違いなしに、できておらないのも、これも事実です。やはり国が進めようとしておりますけれども、なかなか、そういったところまで、国は、責任は持っておりません。確認作業といいながらも、やはり市町村に任せておるということが、実態でございます。国が出てきて、自分らが、そのとこをどうすると、また、マイナンバーカードを逆に、そういった医療機関のほうで、自分のやつとひもづけ、また、見たときに、どんな薬、また、どんな症状のやつをしておるとかいうことも、人のやつが入っておって、初めて気がつくときもあるんですね。だから、本人は、マイナンバーカードだけ持っておっても、気がつかない、本人さん以外。まだ、すごく多くの方がおられると思うんです。だから、そういうような中でも、これから、どれだけの本当に出てくるか分かりません。そういうような中で、間違いが少しでも、あっても、

すぐに対応できる。また、保険証の発行も、対応してほしいなど、ちょっと、そういうふうに思います。先ほども言いましたように、やはり、別人とのひもづけのミスが確認されている。これは、人が入力するので、よくヒューマンエラーが必ずあるという考え方は、絶対に持っていただいて、そういうことは、当たり前だということ、再度、確認作業は、これからも必要であるということだけは、頭に入れておいてほしいなと思います。先ほども、来年の秋には、そういうようなことに、保険証のほうも廃止ということにつながってくるわけなんですけども、やはり、このように、先ほど窓口のほうでも、要は書き込まないで、そういった申請もできる。やはり、そういうようなことがありますので、すごく便利なものに思います。でも、デジタルに不慣れな方など、私もそうなんですけども、やはり、そういうような方が、不安にならないために、安心できるように、町としても、啓発も含め、これまで加入促進のために地域のほうまで出てきていただいて、いろいろ、こういうふうにしていったらいいんですよということで、すごくそういったときに役場の職員さんが、各自治会のほうにまで出てきて、していただいた。そのような中で、デジタルが不向きな人も、少しでも前向きに入れるように、それで1万4,000枚、ポイントがつくからいうところが最終的には大きかったですけども、そのようなことも含めて、やはりあると思うんです。でも、役所の方が、職員の方が、そういうデジタルに不向きな人のために、やはり、また地域に出かける方法も一つあるんですけども。やはり、このように、このマイナカードが便利ですと、また、このようなことも今、福崎町でも考えておりますので、使えますよというふうなことを少しでも知らせて、示す方法をしてほしいなと私は、そのように思っております。だから、今後こういうようなことを町のほうとしては考えておられますか。

町参事兼住民生活課長 マイナンバーカードの利便性や、機能についての啓発につきましては、基本的には広報であったり、それから、チラシによる回覧などで行っていききたいというふうには、考えております。また、団体やグループなどからの要望がございましたら、出向いての説明も可能だというふうには考えております。

竹本繁夫議員 どのような団体とかいうのが、見えてこないんですけども、グループとか、何人かが、そういった考え方がありましたら、また役場のほうも出向いて、そのような話もする機会をお願いしたいなど。実際、私どもの地域のところでも、やはり、ふくろう体操とか、どないしても、お年寄りさんが寄られるときとか、ありますので、ふれあい喫茶とか、また、そういうようなところの部分で、そういう話が出たときには、またよろしくお願ひしたいなと思います。

次に、防災対策についての質問に入らせていただきます。

本当に、この日本各地に被害をもたらす豪雨や台風、年々その頻度、また、規模いうんですか、私は、もうすごく拡大しているように思います。線状降水帯、ゲリラ豪雨、集中豪雨、記録的短時間大雨情報そういうようなものが発生されると、地域内での土砂災害や浸水被害の発生につながるということで、防災対策には、非常に、私は大事になってきておると。集中豪雨とかそういった名前だけでなく、今年すごく猛暑、ほんま酷暑ですね。本当に、暑いときは暑い。雨降るときは、すごく短時間に降ってくるというところで、すごく災害の心配はしておるところでございます。

余談になるんですけども、平成の21年の8月9日に兵庫県西北部、これは佐用町のほうで集中豪雨によって、災害記録がずっと報告を受けた中で、あのときにも、私は、たまたま佐用町やね、そこで被害に遭って、すごく河川の氾濫はもちろん、道路もひっくり返り、鉄道のほうも、もう土砂が、もう山から土砂災害

なってきたておりましたので、すごくそういう現場を見たときに、たまたま福崎でなくて、佐用町の谷だったなど、もう本当にそのときは思いました。あの雨が、どこで起こってもおかしくないようなことが、本当に、今、この日本ではどこでも起こっております。どこでも被害があったところでは、こんな災害、今まで生きとって味わったことがないというようなことが、すぐ声にして聞こえます。毎年、そのような被害じゃなくて、やはり起こったら、本当に、もう町の中がすごい悲惨な破壊された状況を目の当たりにしたときには、本当に、ある意味では怖い、また、この町を直すのに、どうしていくんだらうかなと思っておりました。何年かすれば、本当に大きな事業で、河川改修とか、道路改修とかそういうふうにして、元の以上に復興が、復旧ができておりました。そういうようなことでありますけれども、そういうようなことも含めて、お尋ねしたいと思います。防災の倉庫は、現在、何か所あるのか。それから、防災倉庫の中身、主なものでいいんですけれども、数量、どういった物が今現在あるのか、お聞きしたいと思います。

町参事兼住民生活課長 防災備蓄倉庫につきましては、町内に3か所ございます。東大貫の第1備蓄倉庫につきましては、アルファ化米など食料品が1,950食、500ミリリットルの水1,800本、毛布750枚などがございます。長野の第2防災備蓄倉庫につきましては、食料品が4,740食、水4,170本、毛布220枚など。それから、体育館東にあります第3防災備蓄倉庫につきましては、食料品1,700食、水480本、毛布340枚などがございます。そのほかに、簡易トイレですとか、ダンボールベッドなどそういったものも備蓄しているところではございます。

竹本繁夫議員 数のところで、これだけあれば安心かなというところでは、私は、どうかなという思いがあるわけなんですけれども、今までも災害がそんなに大きく起こったことがないので、分かりませんが、また、そういったところが、どれだけ必要なかというのも考えたいなと思います。

それから先ほど東大貫のほうでは、1,900食、また、こちらでは、4,700食、そして、体育館のほうでは、700食とかいうことで、非常食の数も報告していただいたんですけれども、非常食そのもの自身は、5年から7年とかいうふうには有効の期間があると思うんですけれども、それは、現在、だんだん1年頃なると、5年後になると期限が切れると思うんですけれども、そのような対応はどうされておられるんですか。

町参事兼住民生活課長 賞味期限のあります食料品ですとか、水などにつきましては、期限切れの1年から半年前ぐらいに、各自治会において防災訓練などで使用されないかお聞きをして、できるだけ使っていただくようにしてございまして、あとは更新というような形になっております。

竹本繁夫議員 今、そのように報告があったように、できるだけ各自治会でそういった訓練等、また、活用があるときに、できるだけ有効に活用していただけたらいいかなと思いますので、その点も含めてお願いしたいなと思います。

それから、このように集中豪雨とか、本当に大きな雨が降ってくる。また、地震などのときに、起こったときに、災害対策本部はそのときに立ち上げられると思うんですけれども、実際、多分そういうようなことも計画書の中には書いてあると思うんですけれども、いま一度、どのようなときに本部の設置はされておるのか。お聞かせ願いたいと思います。

総務課長 福崎町地域防災計画におきまして、災害対策本部の設置基準は、風水害が発生し、または、そのおそれがある場合において、その状況を勘案して災害応急対策を実施するため、または、災害応急対策に備えるため必要があると認められる

ときと定めているところがございます。警戒レベルで申し上げた場合は、警戒レベル3相当の高齢者等避難の状態でございます。

竹本繁夫議員 地震のときは、どうです。

総務課長 確認いたします。

竹本繁夫議員 多分、震度5ぐらいのときに、それも町内でどれだけ被害が出てきたとかいうときになってこようと思うんですけども、それは、また確認していただいたらいいかなと思います。

本当に集中豪雨とか、防災面でおそれがあるときに、空振りしてもいいですから、早い目にそういった本部を立ち上げ、また、不安に思われるところは、いつも多分、不安に思われるところがあると思うんですけども、そのような方たちのためにもできるだけ、先日の台風のときにも立ち上げられて、避難場所、何か所か町はされたと思うんですけども、それで何人か来られて、私はそれが逆に、そういう経験が安心して来たのではないかなと思います。そういうような中を、やはり継続で考えてほしいなど。大きな災害がなかったら、これはもう、よかったなというところで、その人には被害なかって、安心できる場所がありますので、これはそういった中で対策本部が立ち上がり、その人らの声を聞いていく、また、そういう避難場所があるということが、すごく安心につながってきておるといのが、私は思います。

そして、これは多分、事業のほうになってこようと思うんですけども、災害適用になる場合、農地、農業施設、そして、公共の被災の場合、どの程度の被災額、被害額があれば、そういったときに、もちろん降水量とか、24時間雨量がどれぐらいとかいうのも条件には入ってこようと思うんですけども、その点も併せてお聞かせ願いたいと思います。

農林振興課長 農地と農業用施設の場合ですけども、1か所の工事費用が、40万円以上で、都道府県、市町村、土地改良区等が行うものを対象としております。

まちづくり課長 道路など公共土木施設の場合でございますが、こちらは町工事では、60万円以上こちらが国庫補助の対象となっております。あと雨量でございますが、適用雨量こちら先ほど言われましたように最大の24時間雨量、こちらは80ミリ以上、もしくは時間雨量が20ミリ以上の降雨の場合に、適用されるとなっております。

竹本繁夫議員 本当に日雨量の80ミリ、また、時間雨量では20ミリということが、本当に、今まで結構この数字は、大きいかなとかいうのは感じておったんですけども、もう本当に20ミリいうのがすぐ降ってきて、もう20ミリ、また時間的には、次また20ミリとかいうふうに降雨した中で、すごく心配な、先ほども一番最初にも話したように、天気が、気象状況が変わってきておるなというのが、すごく印象的なところがございます。そういうような中で、それが土砂災害、また道路の崩壊とか、また農地の決壊とか、本当に心配するところがございますけれども、災害はないほうがいいんですけども、あれば、また担当のほうからも仕事が増えて大変であろうと思いますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

このように、雨降ってくる。先ほども、災害対策本部の立ち上げのときは、私は町長が一番、苦慮されると。というのは、先ほども言いましたように、ある程度は、そういった地域計画の中でうたわれておっても、状況がやっぱりケース・バイ・ケース出てきますんで、町長の判断が、私は大変重要であると思うわけなんですけども、やはり住民の安全安心に一番のところは、町長が判断されると思うんですけども、その辺のところは、町長はどうなんですか。

町長 災害対策本部を設置する前は、その前段階で雨が激しくなってくるといった状

況の中で、職員が集まってまいります。そういったときには、災害警戒本部というのをまず立ち上げますので、先ほど警戒レベル3が対策本部の設置基準だというふうに言いましたですけれども、例えば、大雨警報が発令されて、幹部職員が集まった時点でレベル3を出す以前の段階であっても、災害警戒本部を設置して、しっかりとした対応ができるように取り組んでいるところでございます。そして、その後の状況、また、今後の見通しを踏まえた中で、災害対策本部に移行するときには移行する、そのような形で進めております。

竹本繁夫議員 本当にそういう、先ほど言われました町長のほうから、警戒本部、また、その状況を見ながら対策本部を立ち上げて見守っていくと、本当にそうしていただくことで、私は、やはり町民の、住民の本当に安全安心につながってくるであろうと、もう思いますので、ご苦労だろうと思いますけれども、これも町長の一番の、どれも一番かも分かりませんが、特にやはりこういった災害時には、やはり町長のどう判断していくというのが、すごく士気変わってきますので、本当によろしくお願ひしたいと思います。そうでなかったら、町長の動きで、子供、お年寄りとかね、そういった人、子供たちは、そんなに思わないかも分かりませんが、私はやはり安心な面が一番出てくるのではないかなと思います。

先ほども警戒レベル3とかいう話で受けたわけなんですけれども、やはり、その場所によって、線状降水帯がこうして大雨になってきたときに、どうしても記録的短時間、昔はこんな言葉はなかったかも分かりませんが、本当にこの言葉が出だしてから、いつも台風とか、熱帯性低気圧とかいうときに発生したときには、こういう言葉が本当に、日常に出てきておるなとかいうところで、すごく怖い状況を聞くわけなんですけれども、大雨が降り続けておったときに、防災無線を流してもらってますわね。どこそこに避難所ができましたよとかいうところも、また、事前にそういった避難所開設しておるとこは、割と聞こえやすいんですけども、雨が本当にすごく音が鳴るぐらいの降ったときに、かき消されるいうぐらいですかね、本当に防災無線の声も聞こえないんですけども、そういうようなときに、住民に対して呼びかける方法は、どのようにされておられるのか。お尋ねしたいと思います。

総務課長 防災行政無線放送のほかには、発出するものとしたしましては、お知らせメールによるメール配信ですとか、ひょうご防災ネットでの呼びかけとなっております。また、発出してから継続的に掲載されるものとしてホームページ、それからまた、テレビの各チャンネルでもdボタンから住民の皆様へ避難所の場所とか、呼びかけている情報、こちらも継続的に掲載、また、更新されているという情報となっております。

竹本繁夫議員 お知らせメールとか、ホームページというのは、どないしても本当に避難必要な方が、なかなか届かないのではないかなと。先ほどテレビのほうでそういった放映があれば、テレビとか、ラジオとかつけておられる方は、これはあると思うんですけども、テレビというのは、どこのチャンネルになるんですか。

総務課長 数年前までは、サンテレビだけの連携だったんですが、今はどこのチャンネルでもdボタンを押していただきますと、それぞれ画面の構成は違うんですけども、情報が出るようになっております。NHKか、サンテレビが見やすいかとは思っております。

竹本繁夫議員 多分、サンテレビのときは、防災、そういう連携するのに費用がかかってきたと思うんですけども、このようなときになってきましたら、各チャンネルが全部連携されていますので、費用は発生しないんですか。

総務課長 ただいまおっしゃいましたように、サンテレビが率先してやったときは、費

用がかかっておりました。それ以降、もう各チャンネル無料でできるようになりましたので、もうサンテレビのほうは、もう解約をさせていただいておりますので、今は費用は、かかっていない状態です。

竹本繁夫議員 これ、質問が、防災的には関係ないように思われるんですけども、このたび、8月末めどに空き家調査をされておられますが、町内で空き家の戸数、多分、午前中も質問の中で空き家の話があったと思うんですけども、聞き逃したと思いますので、もう一度、空き家の件数、教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 空き家の件数です。令和5年9月現在、最新になるんですが、9月現在の空き家数は、町内で383戸ございます。

竹本繁夫議員 年々、空き家の数も増えてきておるなというのが印象的でございますけども、この空き家は、全部が全部ではないんですけども、このたび条例で提案されておられますように、特定空家、本当に崩れてしまいそうな、正直、崩れておるような空き家もあるわけなんですけども。もう想定でございまして、マグニチュード6以上の、それぐらいの大きな地震がきたときに、このような空き家の軒数が、私は崩れとるような、もう空き家やから、崩れとん違うんかなという意味合いもあるかも分かりませんが、何軒ぐらいそのうち想定できますか。

まちづくり課長 各家について、詳細な構造等が把握できてませんので、ご指摘の地震の際の倒壊数、こちらは、はっきり分かりませんが、先ほど言われましたような不良な、例えば、屋根が落ちていたり、はりが落ちていないというのは、今現在12軒確認はしております。

あと参考で、空き家に関してではないんですが、県が発表していますホームページでは、地震の揺れによる倒壊数として、町内1万2,126棟、こちらの建物に対し、このときですけど、全壊が6棟、半壊が212棟、あと液状化による全壊、こちらが14棟というふうな数値は出されております。

竹本繁夫議員 本当にそういった大きな地震が発生した場合、地震でございまして、本当は自信持って答えていただいたら一番いいんですけども、なかなか想定でございまして、なかなか難しいなど、想像の域に入っておるんかなと思います。

次に、最後の質問でございまして、少子化対策の支援についてでございます。

先ほどの383軒の空き家が調査の報告から受けた中で、その中には、もう本当に真新しいぐらいの空き家の件数もあると思うんです。何を言いたいかといいますと、やはり若い方が新築とか、そういった修繕して福崎町に住んで、住み替えられる方、また、福崎町に住み続けられる方に対して、そういうような新築・修繕についても、補助の支援の考え方は今後、考えられるのか。また、どのように思っておられるのか。お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 現在、若い方向けに特化したような、新築・修繕に対して町からの補助金制度は、今はございません。

竹本繁夫議員 いや、今現在ありませんということじゃなくて、考えられるのか、もうそういったことは、いましばらくは考えられないのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 今、町では、空き家の計画、対策計画を策定しております。その中でもご説明させていただいたことあるんですが、令和5年度中に、この若い方向けではないんですが、空き家等の修繕、そういったものが現在、県、国のほうでは補助金がございます。それに対応する一つの条件として、町の随伴補助というものがありますので、令和5年度中に福崎町でも、そういった制度については、補助金制度については、整理をしていきたいと思っております。あと除去についても同様

に、令和5年度中には制定をしたいというふうには考えております。

竹本繁夫議員 いい方向に、本当に若い子が新しい家を持つにしても、そういう空き家のほうでも修繕することによって、また新しくよみがえってきます。また、そういうようなことで、福崎町に住み続けられることのきっかけにもなってきます。また、どうしても、そういう補助があることによって来やすくなりますので、その点も含めて、他町の例もあると思うんですけども、そのことも参考にさせていただきながら、やはり進めてほしいなと思います。

次に、この383という数字なんですけども、このまま何もせずにおったら、本当に空き家ももっとこう増えてくるというのが、もう明白でございます。また、その空き家の中には、市街化区域、市街化調整区域というふうな中でも空き家があるわけなんですけども、説明が分かりにくいかも分かりませんが、同じ地域内の住民であれば、市街化調整区域の中で10年というこの規制の中で、そういったものを取り外してもらいながら、村の中で空き家があれば、その人らに住んでもらえる状態を考えられないか。というのは、いきなりでは、やはり家を建てたり、家を潰して、また新しく建てることになってきましたら、大きな金が必要になってきます。だから、初めからある程度の基盤ができてなければ、このようなこともなかなかできませんので、そのようなことをこの10年という規制を考えられるのかどうか。今、県の見直しのときがあるわけなんですけども、どこでも、かしこでもいうことじゃなくて、そういう村の中で、調整区域と、市街化区域とかある中を考えられないかということの質問でございます。

まちづくり課長 今、言われました市街化調整区域、こちらはよく言われてます人口減少が著しい等ありますので、その活性化対策として空き家などの規制緩和は、非常に重要であると思います。特別指定区域制度、今、言われてますのは、特別指定区域制度の地縁者住宅の区域だと思います。こちらは言われてますように、これ隣接する大字なんですけど、そちらに10年以上居住ということが必要となっておりますが、その10年以上の期間の撤廃については、こちらは難しいというふうには考えております。ただ同じ制度で、地縁者住宅の代わりに新規居住の区域というものが設定するように、設定できることになっておりまして、その区域に設定できれば、今、言われました10年間の居住でありますとか、隣接する大字にといった区域などの条件についてはなくなりますので、今、町では、この特別指定区域制度の見直しを進めているところでございますので、そういったものも活用いただければいいのではないかと考えております。

あと令和5年度中に、町のほうで制定を目指してます、空き家の特区を目指してるんですけど、こちらに指定されますと、例えば、10年、こちらは築10年以上経過した、空き家関係なく建物が10年以上経過したという制約といたしますか、それはあるんですけど、例えば、そちらでしたら、空き家からカフェ、ホテルへの用途が変更できましたり、あと県のほうでも、この市街化調整区域の住宅の活用の一環として、これも建築、建物が造られてから10年以上という規制はあるんですけど、そういったものが、例えば、居住者の限定なしで買い替えといたしますか、それが建て替えができるということもございまして、そういったものを併せて考えていきたいというふうに思っております。

竹本繁夫議員 規制がある中で、また規制も反面、私は大事なところであるかなと思います。買手ついたらこの規制は外してほしい、買手ついたらもっと規制をしてほしいというようなところが実際あるわけなので、十分に考えながら動いていかなければならないかなとそのように思います。

先ほどの空き家に対して、県のほうにも補助金があつてというようなことあるん

ですけども、同じことで、また再度、町でどのような支援があるのか。新たに考えられるのか。少し教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 現在あります補助制度といいますか、それは、空き家再生等推進事業がございまして。あともう一つ、空き家バンク、空き家を登録していただいているものですが、空き家バンクを町ではやっております。それと先ほども申しましたが、令和5年度中には、空き家の活用を目的とした改修費用でありますとか、危険な老朽空き家の除去などを目的とした補助制度などについても制定したいと。あと先ほど言いましたように、この空家特区についても空き家活用の支援につながっていくというふうには考えております。

竹本繁夫議員 私、神河では、すごく空き家を潰して、また実際、改修しよるときも、このように改修するから、そういう希望者に募って、そういう人材育成も併せて改修、どのように改修されておるとかということもしながら、空き家の対策に取り組んでおられるなというのを思います。実際、不動産のほうに空き家バンクの登録しながら、これはもう多分、福崎町も同じようにされておるわけなんですけども、そういうような中で活用されて、少しでも利活用されておられるんではないかなと思います。

あと、最後に6月に一般質問をさせていただきました母子手帳の交付時に、これは1万円程度の町内指定商品券いうんですか、そういうような中で、妊娠されて、実際、出産された方に対しては、絶対に出産されれば、おむつというのは絶対に必要になってきますので、そういうようなことに手助けできないかということ、少しは前向きに検討されておられるのか。いま一度、聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ほけん年金課長 前回、申し上げました妊娠期からの伴走型相談支援、それから、母子手帳交付時と出産後にそれぞれ1万円を支給するっていう国の制度にはなるんですけども、国の仕組みにはなるんですが、妊娠出産子育て応援企業給付金というものがございまして、その様子を見ながらというふうに回答を差し上げたかと思っております。その制度につきまして、令和6年度以降、制度化っていうものが検討されているというふうなことも聞いております。それによりまして、一定の子育て支援を今後も継続して実施していただけるのではないかとというふうに考えております。

竹本繁夫議員 国の制度も出ておる中であるわけなんですけども、やはり町の動きとして率先してやってほしいというのが私の願いで、またそういったことも含めて、福崎町ではこういうことをやっておりますということで、ペーパープレス発表しながら、やはり大々的に福崎をアピールしてほしいなというのが、私の願いでございまして、その点も含めて、今後の事業展開にお願いしたいなと思ひまして、私の一般質問を。

総務課長 申し訳ございません、一つ手前の防災対策につきまして、災害対策本部の地震の場合の設置基準が答弁できておりませんでした。震度5強の、5強以上の地震を観測したとき、または、震度5弱以下の地震であっても被害の状況等を勘案して、災害応急対策を実施するため、特に必要があると認められるときに立ち上げるということに定めております。

申し訳ございませんでした。

竹本繁夫議員 先ほど、総務課長のほうからありましたように、本当に5強いうことになれば、そうございまして、5弱でも、やはり町内の中で、どういった被害があるのかそういったことも把握していただきながら、災害対策本部の立ち上げをお願いしたいなとそういうふうに思っております。

それから一点だけ、まだ5分ありますので、これ先ほど同僚議員のほうから女

性の共同参画計画の中で、女性があのかるときは自治会の何人とかいろいろ言われておりましたけども、やはりこれから女性の活躍というのがすごくあると思うんです。災害においても、女性ならではの気がつかない、また、そういった被害の集まったときに、最近、防災の推進員で防災士の方がおられて、結構、女性の目線で、防災士でございますんで、やはり避難所のところにどういうものが必要かなど。先ほど、非常食とか、水とかいう話があったわけなんですけども、そういうようなことも含めて、女性目線の中での、やはり話がいろんなどこでされておられます。特に、ごみ袋を使ったトイレを体験、要は、そういうようなことを一番に言われておられる方なんですけども、そういうようなことも含めて、今後、研修の中でも女性の方を使っただいて、そういうような方がおられますので、研修会にしていいただいたら、私はいいんかなと思ひまして、付け加えさせていただきます。

これで私の一般質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

議 長 以上で、竹本繁夫議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。

以上で、本会議3日目の日程は、全て終了いたしました。

次の定例会4日目は、明日9月27日、水曜日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時01分